

第1回（2024年度）

家庭養育推進及び児童虐待予防にかかる自治体職員向け海外視察研修

報告書



西日本こども研修センターあかし

家庭養育推進及び児童虐待予防にかかる自治体職員向け海外視察研修

アメリカ合衆国 コロラド州



2025年2月13日（木）Kempe Center



目次

はじめに	1
JCWDG (Japan Child Welfare Delegation Group) 団員紹介	2
実施要項	4
視察スケジュール	6
視察先の概要	
・ 観察のねらい	8
・ 観察内容について	11
・ コロラド州の児童福祉（社会的養護）について	12
ケンプセンター（児童虐待とネグレクト予防・治療センター）の概要	15
コロラド州の児童福祉制度の概要	19
ラリマー郡福祉局①	23
ラリマー郡福祉局②	27
研究の役割－コロラド州における児童福祉の実践と政策の改善に向けて	29
ボルダー郡ヒューマンサービス局	31
キャサリン・ゴールドファーブ准教授による講義・対話	33
ジェファーソン郡ヒューマンサービス局こども、若者、家族と成人保護課	35
裁判所の手続き、手続きに関わる人々と役割	39
ペアレントアドボケイトの取り組み	43
Reimagining Colorado Child Welfare Steering Committee の取り組み	45

視察研修を通じての学び（今後の展望と課題）	47
追加訪問 ダギーセンター～グリーフ（悲嘆）を抱える子どもと家族のためのセンター～	56
視察を通じて（日本財団）	58
おわりに	60
添付資料	
・ The Kempe Center's 50+ Year Legacy (ケンプセンターからの提供資料)	61
・ ユースツールキット (p42・関連資料)	71

はじめに

2023年4月1日、新たに研修企画スタッフとして赴任してきた4名を歓迎する会場で、ひとりの職員が、「ポーランド・ワルシャワのコルチャック記念館に行った話をし始めました。「いつか、研修センターで行きましょう」と熱く語る姿を見ていて、思い出すことがありました。2016年2月、当時、福岡市児童相談所の所長だった私、里親担当係長、児童福祉司の3人で、英国のロンドンとオックスフォードを行ったのでした。日本財団の助成による脱施設化（Deinstitutionalization）を学ぶ研修です。理念を学ぶだけでなく、オックスフォード県の児童相談所（CSC）の里親担当ソーシャルワーカー、民間フォースタリング機関の方々、そして、Goodman教授（「日本の児童養護」の著者）らと会って直接話を聞くのはとても貴重な経験でした。研究者や実践者の生の声に触れた3人はさっそく改革に取り掛かりました。児童相談所のフォースタリング部門を残しつつ、民間フォースタリング機関を導入しました。また、家庭移行支援係を設置し、パーマネンシー保障の理念のもと、長期間措置されている子どもの家庭復帰や家庭移行を実現していきました。

海外で現地の人との対話を通じて学ぶこと気つくことは多くあります。それは、組織や現場の新たな改革につながっていきます。研修センターでの研修では、国内の優れた実践や改革を紹介することはあっても海外の実践を直接学ぶことはありません。コルチャック記念館を訪問する、そんな機会がいつか来るのだろうかという思いを抱えながら、月日は経過しました。

2024年8月、日本財団の高橋恵里子さんと話すことができました。高橋さんは、各自治体に助成を続けてきた日本財団の立場で、児童福祉法が改正されても改革が遅々として進まない現状を憂えていました。確かにそのとおりと言わざるを得ません。児童相談所など自治体の現場の職員は、今ままではよくないと思い、何か、新たな取り組みが必要と感じながらも、そのことを調べ学ぶ時間さえありません。児童福祉施設職員が海外に視察に行く研修はあっても行政職員が行く研修はありません。そうであるなら、研修センターが行政職員を対象とした海外視察研修を企画するというアイデアが、私や研修センターのスタッフ間で浮かんできました。現場から離れて海外の実践や改革に触れる機会を提供しよう、そこから、全国各地で改革が進んでいくのではないか。こういった流れの中で、この海外視察研修の構想が始まったのです。

この海外視察研修の初年度に行くべきところとして最初に浮かんだのは、年間390万件の虐待通告がある米国において、先進的な改革を先導していったケンプセンターとそのお膝元であるコロラド州です。というのも、2022年日本子ども虐待防止学会ふくおか大会でお招きしたケンプセンター・リサ・マーケル・ホルグインさんの講演はとても刺激に満ちたものだったからです。この時のコーディネートと通訳をお願いした畠山由佳子先生に打診してみたところ、ふたつ返事でした。「ぜひ行きましょう、ケンプセンターへ、そして、コロラドへ」

こうして、2025年2月、コロラド州へ12人が旅立ったのでした。不安と期待を胸に。

西日本こども研修センターあかし
藤林 武史

JCWDG (Japan Child Welfare Delegation Group)

2024年度 海外視察研修（アメリカコロラド州） 参加者名簿（敬称略）

Participants from municipal / prefectural child welfare policy and administrative section/
direct practice section

[Sapporo City, Hokkaido]



Yusuke Yamagata

山形 有祐（札幌市第二児童相談所）

Director, The Sapporo City Second Child Guidance Center

Interest and goal of visit

- Permanency • JEDI • Advocacy
- Differential Response • Connecting with communities
- Family Group Decision Making • Training System



Kazuo Ishii

石井 和朗（札幌市家庭支援課）

Chief Manager, Family Support Section, Sapporo City



Interest and goal of visit

- What permanency brings to children and families
- Changes on the staff side for the introduction of FGC and ingenuity to ensure smooth progress

[Chiba Prefecture]



Tsukasa Kurata

倉田 宰（千葉県健康福祉部児童家庭課）

Assistant Manager, Chiba Prefecture Children And Family Division

Human Resource Development Assurance Team

Interest and goal of visit

- Permanency coverage • Recruiting and training foster parents
- Securing and training specialist personnel
- Prevention of staff turnover • Reducing work burden with AI



Tsuyoshi Namiki

並木 強（千葉県市川児童相談所船橋支所）

Nursery Teacher, Child Welfare Officer, Group Leader

Chiba prefecture Ichikawa Child Guidance Center

Funabashi branch, Emergency Protection Group

Interest and goal of visit

- Initiatives for permanency in Colorado • DR and RED Teams
- Support provided to children after long-term separation
- Cooperation with private support groups and support from the government



[Akashi city, Hyogo]



Zenta Hiragi

蛭 善太（明石こどもセンター緊急支援課）

Attorney, Section Manager

Akashi Children's Center Department of Child Protection

Interest and goal of visit

- Law enforcement involvement in Colorado
- Practitioner activities after court intervention and support
- Colorado's systems and services for ensuring children's right



Tomomi Isoda

磯田 知美（明石こどもセンターこども支援課）

Clinical Psychologist, Certified Child Welfare Worker

Akashi Children's Center

Department of Children and Family Support

Interest and goal of visit

- Participation of children and family
- Family Group Decision Making conference • Training of facilitator
- Differential Response • RED • Community response



JCWDG (Japan Child Welfare Delegation Group)

[Akashi city, Hyogo]



Takeshi Fujibayashi

藤林 武史 (西日本こども研修センターあかし)

MD Psychiatrist, Director

National Training Center for Prevention of Child Abuse and Neglect

Mission of the delegation

We planned this overseas training with the aim of improving the quality of child welfare in Japan by providing staff of child guidance centers in Japan with opportunities to directly experience innovation on a global scale.

Interest and goal of visit

My own area of interest: The evolution of foster care system in the United States ; the policies and legal frameworks of the child welfare that have pushed the system forward to where it is now. Background and results of a major paradigm shift in child protection. Parental advocacy



Kaoru Miki

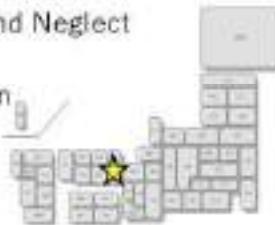
三木 馨 (西日本こども研修センターあかし)

Clinical Psychologist, Training Manager

National Training Center for Prevention of Child Abuse and Neglect

Interest and goal of visit

- Training plans that activate multi-disciplinary collaboration
- Training programs that encourage practitioners



Takuji Ashida

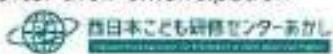
芦田 拓司(西日本こども研修センターあかし)

Certified Social Worker, Training Specialist

National Training Center for Prevention of Child Abuse and Neglect

Interest and goal of visit

- Expertise and human resource development in Residential care
- Outcomes of youth with residential care experience after their emancipation



Yukako Hatakeyama

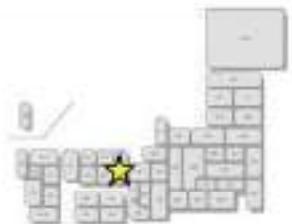
[Kobe city, Hyogo]

[The Chaperon/ Coordinator]

畠山 由佳子 (神戸女子短期大学 教授)

Ph.D., MSW, MA, Certified Social Worker

Professor Kobe Women's Junior College



Eriko Takahashi

高橋 恵里子 (日本財団 公益事業部 本部長)

Senior Program Director, Public Service Projects Department

The Nippon Foundation

Interest and goal of visit

- Promotion of family based care (adoption and foster care) especially for babies and young children
- The role of child research center and evidence based policy making
- Support programs for vulnerable families



Ai Hasegawa

長谷川 愛 (日本財団 公益事業部)

Project Coordinator

Child Support Team, Public Service Projects Division

The Nippon Foundation

Interest and goal of visit

- In-home support programs for at-risk families and evidence of their effectiveness
- Transition Support for Youth with Histories of Abuse and Trauma



実施要項



家庭養育推進及び児童虐待予防にかかる自治体職員向け海外視察研修

(通称：あかし・日本財団海外研修)

実施要項

1 趣旨・目的

2022年（令和4年）の改正児童福祉法の内容の多くが、2024年から2025年にかけて施行されます。これに伴い、日本の児童福祉施策は大きな変革の時を迎え、児童相談所など児童福祉の最前線は発想の転換を迫られています。「指導から支援へのパラダイムシフト」「当事者参画とアドボカシー」「パーマネンシー保障」「予防的支援や家庭維持」「本格的な里親支援体制の構築」「社会的養護の現代化」「司法関与の強化」など、欧米等の諸外国において10～20年前に始まっていた施策をわが国で円滑に実施するためには、既に長年にわたって実践してきた海外の施策形成者や実践者との交流を通じて、その発想の核となるものに触れ、実践上の課題やその後の変遷を肌身で感じることが重要です。

そこでこの度、西日本こども研修センターあかしでは、こども家庭庁の「虐待・思春期問題情報研修センター事業」の一翼を担う機関として、児童相談所設置自治体主管課職員と児童相談所職員を対象に、海外視察研修を企画しました。

この研修を通じて、参加者の皆さんが、

- ・ 世界各国の児童福祉の仕組みや実践に触れ、そこからの学びを自身の自治体における児童福祉施策の立案や実践の向上に結び付けること
 - ・ 訪問する国の人々との対話を通じて、視野や見識を広めること
 - ・ 参加者同士の連帯感を醸成するとともに、視察後もネットワークを維持し、自治体相互の枠を超えて実践人材の育成に寄与すること
- を目的としています。

2 主催

公益財団法人 こども財団 （西日本こども研修センターあかし 運営法人）

3 助成

日本財団

4 訪問先

アメリカ合衆国コロラド州

(1) ケンプセンター

(The Kempe Center : National Center for the Prevention and Treatment of Child Abuse and Neglect) (※)

(2) コロラド州内の複数の自治体（群）や教育機関

※ ケンプセンターについて

こどもマルトリートメントに関する領域における主導的な存在として、国際的にもよく知られている研究・研究所。コロラド大学医学部小児学科内に設置されており、「こどもへのマルトリートメントに対する深い理解とその予防」「こどもと家族の生活をより良いものにすること」をミッションとして掲げている。「創造性、研究、そして発見」を基盤として、以下の6つの領域においてミッションを達成しようとしている。

- ① エビデンスに基づくこども虐待ネグレクトへの再現可能な予防及び治療のプログラム開発
例：トラウマ関連の臨床及び現場における介入法、年長児の加害防止プログラム、フォスター・ユースに対するメンタープログラム など
- ② こども家庭福祉の大きな枠組みに対する変革
例：DR (Differential Response) や FGDM (Family Group Decision Making for children at risk of abuse and neglect) の研究及び普及
- ③ 公的なこども家庭福祉システムにおける、施策及び現場の実践者たちの実務の改善
例：公的機関に対するSVやコーチング、現場における多職種でのケースレベルに対する意思決定システムの理解と改善
- ④ こどもマルトリートメントに対する研究、こども家庭福祉施策がもたらす結果やコストの評価、そしてその結果の施策へのフィードバック
- ⑤ 付属の外来クリニック、入院病棟、緊急サービスにおける多・異専門職による臨床サービスの提供
- ⑥ 州および全米レベルでの政策や法改正に対する、こどもと家族のためのより良い支援を求めるアドボカシー活動

5 期間

2025年2月8日（土）～2月15日（土）

視察スケジュール

**2024年度 家庭養育推進及び児童虐待予防にかかる自治体職員向け海外視察研修 行程表
(Japan Child Welfare Delegation Group : JCWDG)**

日次	月日	地名	現地時刻	行程
1	2/8 (土)	成田 デンバー	14:30 17:30発 12:10着	成田国際空港 集合 (第1ターミナル 南ウイング4階 Eカウンター付近) 成田国際空港より空路、デンバーへ（直行便） デンバー国際空港 到着 到着後、専用車にてホテルへ デンバー 泊
2	2/9 (日)	デンバー	10:45 11:00 12:30	ホテルロビー 集合 研修参加者の顔合わせ 以後、自由行動 デンバー 泊
3	2/10 (月)	デンバー	8:15 9:00 17:00 17:45	ホテルロビー 集合 専用車にて、視察研修へ ケンブセンター 到着 (午前) ・ケンブセンターの概要説明 ・児童福祉の予防、研修、トレーニング、システム改革の 全国的概観 (午後) ・児童福祉の施策枠組みについて (連邦政府/コロラド州/地方) ・コロラド州児童福祉におけるイノベーション ・里親制度に関する対話 ケンブセンター 出発 ホテル 到着 デンバー 泊
4	2/11 (火/祝)	デンバー ラリマー郡 (フォトコリンズ)	7:30 9:00 16:30 18:00	ホテルロビー 集合 専用車にて、視察研修へ ラリマー郡福祉局 到着 (午前) ・児童保護サービスの理解 (紹介・インテーク・アセスメント (DR)) ・模擬REDチーム ・家族会議の実践 (午後) ・ウォームライン-モデル（虐待という文脈のホットライン に変わる新しい窓口）に関する説明 ・コロラド州内外における児童福祉の実践と政策の改善に おける研究の役割 ラリマー郡福祉局 出発 ホテル 到着 デンバー 泊

日次	月日	地名	現地時刻	行程
5	2/12(水)	デンバー ボルダー ジェファーソン郡 (ゴーラデン)	8:00 9:00 13:30 14:30 17:00 17:45	<p>ホテルロビー 集合 専用車にて、視察研修へ コロラド大学ボルダー校 到着 (午前) ・キンシップケアと家族参加について (ボルダー郡福祉局の視点から) ・IFCA理事長（Kathryn Goldfarb）との対談 コロラド大学ボルダー校 出発 専用車にて、ジェファーソン郡へ ジェファーソン郡福祉サービス 到着 (午後) ・フォスターケアプログラム、ファミリータイムについて ジェファーソン郡福祉サービス 出発 ホテル到着</p> <p style="text-align: right;">デンバー 泊</p>
6	2/13 (木)	デンバー	8:30 9:30 16:30	<p>ホテルロビー 集合 専用車にて、視察研修へ ケンブセンター 到着 (午前) ・法制度の概要説明 ・ペアレント・アドボケイト・プログラムについて ・LEAP (Lived Experts Action Panel) ユース・ツールキットについて (午後) ・コロラド州における児童福祉の再構築及びCW変革の取組 ・総括的な対話・感想 ケンブセンター 出発 ホテル 到着</p> <p style="text-align: right;">デンバー 泊</p>
7	2/14 (金)	デンバー	8:00 8:30 11:30発	<p>ホテルロビー 集合 専用車にて、デンバー国際空港へ デンバー国際空港 到着 デンバー国際空港より空路、成田へ（直行便）</p> <p style="text-align: right;">機内 泊</p>
8	2/15 (土)	成田	15:45着	成田国際空港到着後、解散

視察先の概要

1. はじめに

筆者は本海外研修には、企画段階から参加させていただき、研修センタースタッフと現地協力者である Lisa Merkel - Holguin 氏 (Kempe Center)、Angela Lytle 氏(Foster America)と共に幾回も話し合いを重ねて案を練った。その際に、「楽しかった研修旅行」で終わらせるのではなく、帰国後、参加者一人ひとりそれぞれの自治体での「変革」につなげていく「動機づけ」をもたらすような「ストーリー」を研修内容に持たせることを目的に、出発前の事前研修から研修内容および帰国後も継続した活動のロードマップを考えた。それは時間と労力を消費するものではあったが、貴重な機会を提供してもらえるのだから、最大の効果を生み出すものにしたかったのだ。その筆者の思いは現地の長年の大切な友人である Lisa と Angela は十二分に理解をしてくれていたため、現地での準備、視察団を受け入れてくださるすべての方々にその思いを事前に共有してもらうようにお願いした。「今までちょっとおかしいな」と思っていたながらも「忙しいから」を理由に繰り返していた日常的なルーティンを打ち破るような「真のことどもと家族のためのことども家庭福祉の実践」を参加者に見せてほしい、感じさせてほしいと現地の 2 人にはお願いした。参加者の実践者としての芯の部分を揺さぶるような内容にしたいと招聘側のすべての関係者も伝えてもらった。

「知ることは責任を持つこと」一私が学生たちによく言う言葉である。この貴重な機会で得た新たな体験や気づきを、これから日本のことども家庭福祉をよりよくするためにつなげることが参加した一人ひとりの責任となる。「知ったからには、同じではいられない」と思わされる研修にしたいと思ったし、そうなったと自負している。この研修は「はじまり」なのだ。

Lisa がこの海外視察研修グループを「Japan Child Welfare Delegation Group」と名付けてく

れた。こうして私たちは「Delegation 一使命を託されてきた人たち」として、コロラド州を訪れる事になったのである。

2. 観察のねらい

本研修において参加者に学んでほしい点を次の 4 点として視察先とゲストスピーカーを選定した。

- ・リサーチと研修と変革のつながり
- ・こども虐待対応からの脱却
- ・パーマネンシー保障としての家庭支援
- ・Lived Experience Experts (LEE; こども保護・社会的養護で対象としての経験を活かした専門家)との協働

個人的には、そもそも「観察」という日本語が「見学にやって来た」みたいであまり好きではない。今回の海外研修では、見学や話を聴いているだけ以上の、そこにいる人たちが引き込まれるような体験ができるだけたくさんしてもらうということを念頭においたものとした。また、5 日間の短い期間となるので、できる限り効率的に現地でしか学べないことに集中してもらうため、基礎情報については渡米前に理解してもらうこととした。

3. 事前学習

まずは事前学習として、アメリカのことども家庭福祉制度の歴史的背景について学んでもらった上で、主な連邦法と制度的枠組み、その価値である「ことどもの安全」「ことどもと家族のウェルビーイング」そして「ことどものパーマネンシー」についてその意味を理解してもらつておく必要があった。ゆえに、参加者全員に 2 回 (2 時間/回) のオンライン事前学習を行う形とした。

(1) アメリカ合衆国におけることども保護に関する歴史的背景と連邦法

アメリカ合衆国のことども保護施策（ことども虐待対応施策）はどのような軌跡を辿り、今ある場所

視察先の概要

にたどり着いたのだろう。まずは参加者に今の変革がなぜ必要となったのかを理解してもらうために歴史的背景についての事前学習を行った。

アメリカ合衆国で最初のこども虐待ケースとして社会が対応したのは、1874 年のメリーエレンのケースだった。当時、動物虐待防止協会はあるのに、家庭内の暴力にさらされた子どもたちを守る手立てはないことが問題視された。その結果、全国で児童虐待防止協会 (The Society for the Prevention of Cruelty to Children) が創立された。この団体は民間団体であったため、その活動には制限があり、権限を持った行政がこどもを守る役割をすべきだという声が次第に高まった。

一方で里親制度は現行のものとは異なる形で発展していった。1800 年代半ばから 1900 年代初めにかけて、都会の貧困街の身寄りがいない又は虐待されたこどもたちを「救済」を名目に中西部の農場に里子として連れていく民間団体の取り組みが活発化した。しかしながらこの時代の里親措置は、こどものためではなく、受け入れ側となる里親にとって安い労働力を確保するためのものだという指摘もあった。これらの里子たちが乗せられて東部から中西部に向かう列車は「孤児列車 (orphan trains)」と呼ばれ、1850 年～1929 年までに 100,000 人がこの制度を利用して里子となった。しかし、当時の里親制度では解決できない問題が 1950 年代には明るみになり始める。一度措置されたこどもたちはほぼ 18 歳になるまで放置されたままになり、その子たちに対するケアなどは全くない状態だった。また、複数の里親家庭にたらいまわしされる現象が頻繁に起こり始めた。原家族に対する支援は全くなく、家族再統合なども試みられなかった。結果、里親措置された後に、元の家族から断絶されることも少なくなかった。また里子にされた多くのこども達が貧困層のこども達であった。

一方で 1974 年にはアメリカ合衆国で初めてこ

ども虐待・ネグレクトに対する法整備（こども虐待防止と治療法; Child Abuse prevention and Treatment Act）が連邦レベルで整い、全米のすべての州においてこども虐待に対する通告対応および調査制度を整えることが義務付けられた。同時に、調査結果の加害者と被害者のデータベースを各州で整備することも求められた。この連邦法はアメリカ合衆国における現行のこども虐待対応システムを確立させた法律であり、日本の児童虐待防止法（2000 年制定）にあたるものと言える。通告・調査制度が整ったものの、その後の対応に当たる在宅支援や家庭外措置後の支援についてはその後の課題として残された。特に家庭外措置された後のこども達のケア、家庭復帰に向けての支援が全くないこと、また複数の里親の元にたらいまわしされることなどが問題として残り、その対策が急務となつた。この法律によって、2000 年以降は養子縁組数が 57% 増加したが、親権喪失に対する時間制限には多くの批判が上がり、現在もそれは続いている。



続いて、1980 年連邦法である「養子縁組支援と児童福祉法 (The Adoption Assistance and Child Welfare Act)」はその後のアメリカ合衆国のことども家庭福祉の枠組みを作った法律である。この法律では、ことども家庭福祉の 3 つの柱である
1) パーマネンシー保障を目標としたケースマネジメントである「パーマネンシープランニング

視察先の概要

(permanency planning)」、2) 家庭外措置の措置先を決める基準となる「最も制限の少ない（子どもの元の環境に近い）措置環境 (the least restrictive environment)」、3) 措置予防及び家族再統合に対する「正当な努力(reasonable efforts)」が定められた。

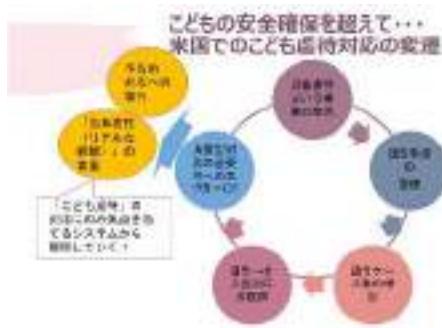
しかしその後、1990 年代になると再び家庭外措置される子ども達が増加し始めた。その背景には、コカインの流行による親の薬物依存ケースの増加や若年層の母親の増加があるといわれている。また、1990 年初頭には死亡事例が続いたこともあり、1997 年に新たな連邦法である「養子縁組と安全な家族法 (The Adoption and Safe Families Act)」が制定された。この連邦法は、子どもの安全を第一に優先し、養子縁組の促進を図ることを目的としたものである。パーマネンシープランニングにおいて、2 つ以上のパーマネンシー目標を並行して設定するコンカレントプランニングや、家庭外措置してから一定の期間を経ても家庭再統合が難しい場合は、養子縁組促進のために実親の親権喪失のプロセスを始める時間制限を設けた。また、その後、アメリカ合衆国のことども家庭福祉の 3 つの目標である「パーマネンシー」「子どもの安全」「子どもと家族のウェルビーイング」の目標設定とその達成を可視化と公表のためのデータベース (Child and Family Service Review) が設立された。

2018 年新たな連邦法「家族優先予防サービス法 (Family First Prevention Services Act)」が制定された。この法律では、エビデンスが証明された予防サービスにタイトル IV-E (里親ケアおよび養子縁組支援のための予算) の使用を認めたものである。この法律によりアメリカ合衆国はことども虐待対応から予防的措置への転換に舵を切ったことになる。

(2) アメリカ合衆国のことども虐待対応システムの変遷とシステムからの離脱

多くの国に共通して、アメリカ合衆国のことども虐待に対する対応システムは「児童虐待という事象の発見」以来、早期発見のために「通告の制度の整備」がなされ、家族の中に介入する制度が整えられた。通告制度が成熟してくると件数が増加し、当初の対応の対象である身体的虐待に加え、ネグレクトや心理的虐待の割合が高くなる傾向がある。これらのケースには、「救助」を理由に大手を振って介入することに躊躇するようなものも多い。だからこそ、介入一辺倒ではない、なるべく家族を支援につなぎ、子どもの心配な状況を家族とともに解消することを目的とした対応（支援型対応）を行う必要がある。全ての通告ケースに対して同じ対応を行うのではなく、その内容に合わせて初期対応を振り分ける「Differential Response (DR)」の導入により、強権的に「ことども虐待」の有無を調査し判定した上で介入するという従来の虐待対応からの離脱していく傾向が 2000 年以降に見られるようになった。

2010 年以降はさらに「ことども虐待」という文脈から離れた形での「予防的対応への移行」が 2018 年連邦法の後押しもあり、顕著にみられるようになってきた。また、Lived Experience Experts (ことども保護・社会的養護の対象としての経験を活かした専門家) がその制度・施策決定の場に多く参加し始めたことも、一機に「ことども虐待対応」からのパラダイムを転換させた力動となったと考えられる。



視察先の概要

4. 視察内容について

先に説明したような「こども虐待対応システム」からの離脱を目指すアメリカ合衆国の中でも、先進的な取り組みを行う州として知られるコロラド州を視察先とした。「子ども虐待」を学術的な立場から発見したヘンリー・ケンプ医師が創設したケンプセンターを起点として、特に革新的な実践が見られる3郡（ラリマー郡、ボルダー郡、ジェファーソン郡）に半日～全日訪問するプログラムを組み立てた。研修の目的として、次の4点のポイントを学ぶ（実感してもらう）構成とした。

- 1) リサーチと研修と変革のつながり
- 2) こども虐待対応からの脱却
- 3) パーマネンシー保障としての家庭支援
- 4) Lived Experience Expertsとの協働

筆者はコーディネートと共に、逐次通訳として5日間×8時間活動したため、1日の終わりには口がきけなくなるほど疲弊したが、日本こども虐待対応や社会的養護と比較しながら、アメリカ合衆国こども保護の仕組みについても知見のある人間が通訳に入ることで、一方的に話を聞くだけではなく、初日から最終日まで活発な質疑応答とディスカッションを行うことができたと自負している。

（1）リサーチと研修と変革

ケンプセンターは学際的な立場で、疫学・データサイエンス・心理・医学・ソーシャルワークの研究者・専門家が所属し、コロラド州および全米のこども保護施策および社会的養護に対する変革を牽引している研究・研修機関である。この部分は当センターの准教授である Lisa Merkel-Holguin 氏が企画し、センターが関わる実践現場との協働研究・評価・研修について網羅し、いかに現場に資する研究が大切であるかということ、多様で幅広いエビデンスと現場や LEE を尊重し協働する研究の大切さに焦点を当てた。

（2）こども虐待対応からの脱却

DR 実践を体験してもらうため、実際に模擬振り分け会議である RED チーム模擬会議や事例紹介など内容に含んだ。またウォームラインやコミュニティ・ナビゲーターなど、虐待対応の手前の部分、予防的対応の実践についての内容を含み、なるべく事例を使い質疑応答を含んだ対話型の研修とした。

（3）パーマネンシー保障としての家庭支援

こどものパーマネンシーを保障するにあたっていかに家族丸ごと支援する必要があるのかを感じられるような実践、キンシップケアやそれに特化したキンシップナビゲーターの実務などを話してもらい、単なる「外国の成功話」ではなく、価値がどのように実践に落とされているのかの実例としてキンシップケアについて話してもらう内容とした。また地域を中心とした予防的支援についても実際のケースを持つワーカーの皆さんにたくさん話をしてもらいたいと要望した。

（4）Lived Experience Experts（LEE）との協働

Token（お飾り）としての参加ではなく、実際に州および郡の執行部会議への LEE の参加や、親やこどもへのアドボケートとしての役割について、本研修ではできるだけ多くの LEE に生の声（Testimony）を届けてもらう内容とした。権利擁護と変革をどのように施策の中に練りこむのかを一緒に考える Co-Designing を学ぶ機会を設けてもらった。

5. おわりに

この報告書で各参加者がそれぞれの視察内容について詳細を報告してくれているので、内容についてはぜひ確認してほしい。繰り返しになるが、この研修は、これから始まる長い「変革」のきっかけに過ぎない。各参加者の研修で得た「気づき」がこれからどのように実際の「改革」につながっていくのかが本研修の成功を測る指標となるだろう。

（関西学院大学 畠山由佳子）

視察先の概要

～コロラド州の児童福祉（社会的養護）について～

コロラド州の児童福祉関係の統計資料を紹介すると共に、日本社会的養護の統計資料と比較する。

コロラド州の社会的養護に措置されている子どもの人数は 3425 人（13 ページの表を参照）、日本の社会的養護に措置されている子どもの人数は約 42000 人（14 ページの表を参照）。社会的養護に措置されている子どもの割合をコロラド州と日本とで比較すると、コロラド州 2.8 人／千人、日本 2.7 人／千人、と数字上の差はあまりない。一方、コロラド州で 1 年間に社会的養護に措置される子どもの人数は 2838 人（2024 年）、日本全体で 1 年間に社会的養護に措置される子どもの人数は 4440 人（2022 年）となっている。このことは、横断面で、社会的養護に措置されている子どもの人口あたりの人数は同じでも、コロラド州の方が、流動性（フロー）が高いことを表している。

社会的養護に措置されている子どもの措置種別、集団養育と家庭養育の割合をみると、コロラド州は約 9 対 1、日本は約 1 対 3。里親委託率で表すと、90% と 25% になる。

コロラド州において社会的養護に措置された子どもが養子縁組となる人数は 658 人（2024 年）（<https://colorado.rom.socwel.ku.edu/reports/1002>）で、社会的養護に措置されている子どもの約 19% に該当する。日本の統計では、社会的養護から特別養子となつた子どもの明確な統計はないが、約 400～500 人程度と推計され、社会的養護に措置されている子どもの約 1 % であり、数字上の大きな開きがある。

次ページの表における施設の種類について若干の解説を加える。321 人が措置されている施設のうち、176 人がいわゆる治療施設、78 人が矯正施設、47 人がグループホームとなっている。いわゆる治療施設でないグループホームの割合は、15% に過ぎない。治療施設として代表的なものは、PRTF : Psychiatric Residential Treatment Facility という精神科医療施設の範疇に含まれるものと、Q RTP : Qualified Residential Treatment Program という児童心理治療施設のようなものと 2 種類に分けられる。コロラド州において施設ケアとなる子どもは、治療が必要な、情緒・行動上の問題を抱えている子どもが主に利用していることが統計上からわかる。

（西日本こども研修センターあかし 藤林武史）

Children Currently in Out of Home Placement (by type of Placement) (人) (人) (人) (%)

Children in Out-of-Home Placement	社会的養護下の子ども	3425			100%
Children in a Congregate Care Placement	集団養育	321			9.4%
Group Homes	グループホーム		47		1.4%
Hospital/Psychiatric	病院/精神科		69		2.0%
PRTF	PRTF			42	1.2%
Other Hospital/Psychiatric	その他の病院/精神科			27	0.8%
Residential Treatment	居住型治療施設		127		3.7%
Q RTP	Q RTP			73	2.1%
Shelter	シェルター			1	0.0%
Other Residential	その他の居住施設			53	1.5%
Detention	拘置施設		0		0.0%
Youth Corrections Secure Placement	青少年矯正施設		78		2.3%
Children in a Family-Like Setting	家庭養育	2977			86.9%
Foster Homes	里親家庭		2857		83.4%
Kinship - Paid	キンシップ（手当あり）			602	17.6%
Kinship - Non-paid	キンシップ（手当なし）			806	23.5%
County Foster Placement	行政による里親			477	13.9%
Child Placement Agency Foster Placement	民間機関による里親			972	28.4%
Youth Services Foster Placement	若者サービスによる里親			0	0.0%
Trial Home Visit	トライアルホームビジット		120		3.5%
Independent Living Arrangement	自立生活	47			1.4%
Runaway/Walkaway	家出/逃走	16			0.5%
Other	その他	12			0.4%
Unknown/Missing	不明/行方不明	53			1.5%

<https://colorado.rom.socwel.ku.edu/reports/250>

(参考)「社会的養育の推進に向けて」令和7年1月 こども家庭庁支援局家庭福祉課より抜粋

○里親数、施設数、児童数等の状況

里親・ファミリーホームへ委託されているこども及び乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームに入所しているこどもは、約4万2千人。

里親	家庭における養育を里親に委託	登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ホーム	養育者の住居において家庭養護を行なう(定員5~6名)
		16,817世帯	4,940世帯	6,217人		
区分 (里親は 重複登録 有り)	養育里親	14,155世帯	3,967世帯	4,848人	ホーム数	467か所
	専門里親	732世帯	166世帯	217人		
	養子縁組里親	6,989世帯	301世帯	333人	委託児童数	1,751人
	親族里親	626世帯	578世帯	819人		

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又ははなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	146か所	600か所	53か所	58か所	213か所	317か所
定員	3,812人	29,075人	2,011人	3,403人	4,437世帯	2,032人
現員	2,306人	22,578人	1,300人	1,103人	3,152世帯 児童5,279人	1,061人
職員総数	5,536人	21,262人	1,593人	1,821人	2,044人	1,221人

(出典)
※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(令和5年3月末現在)
※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数・定員・現員・職員総数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(令和5年10月1日現在)
※職員総数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(令和5年10月1日現在)
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

5

令和4年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 214,843件※1

一時保護 29,455件※2

施設入所等 4,440件※3、4

内訳

児童養護施設		乳児院		里親委託等		その他施設	
2,273件		711件		689件		767件	
22年度	23年度	24年度	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度
2,580件	2,697件	2,597件	2,571件	728件	713件	747件	715件
26年度	27年度	28年度	29年度	26年度	27年度	28年度	29年度
2,685件	2,536件	2,651件	2,396件	785件	753件	773件	800件
30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
2,441件	2,595件	2,274件	2,360件	736件	850件	663件	685件

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数(延べ件数)

※2 児童虐待を要因として一時保護したが、令和4年度中に一時保護を解除した件数(延べ件数)

※3 児童虐待を要因として、令和4年度中に施設入所等の措置がなされた件数(延べ件数)

※4 令和4年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 9,121件

【出典：福祉行政報告例】

6

ケンプセンター（児童虐待とネグレクト予防・治療センター）の概要

The Kempe Center for the Prevention and Treatment of Child Abuse and Neglect

訪問日時：2025年2月10日AM

住所：13123 E 16th Ave, Aurora, CO

現地担当者：Richard Krugman, John Fluke, Katherine Casillas, Krystal Grint, Kathi Wells, Suzanne Kerns（敬称略）

1. ケンプセンターの概要

ケンプセンターは、こども虐待への世界的な取組を始動した医師のヘンリー・ケンプ博士が、多職種による児童保護チームを発足させたことを機に、コロラド大学医学部小児科に設立されました。ケンプセンターは50年以上の歴史を持つ機関であり、その使命は、こども虐待の予防と治療の未来を変革することにあります。



ケンプセンター外観



館内ロビー

ケンプセンターは研究者、臨床家、教育者、アドボケーター等80名のスタッフから構成され、その多くがリモートワークしながら、全米各地の地域社会と連携した活動を展開しています。



本視察のコーディネーターのリサ氏も、ワシントン州にて専門職への研修やスーパーバイザー等、活発な支援者支援を行っている。

2. 観察内容

（1）ケンプセンターの主要部門

ケンプセンターは、7つの主な部門を中心に活動を展開しています。

①臨床的実践

臨床現場はコロラド小児病院にあり、小児科児童虐待・ネグレクト部門として機能しています。虐待を受けた、またはそのリスクのあるこどもや家族に対しての臨床を実践しています。他にも病院内のコンサルテーション、専門クリニック（脳損傷、性的虐待、家庭外措置後のケア）との連携等を実施しています。

②エビデンスに基づいたアプローチ

研究効果が実証された効果的な方法である「Differential Response(DR)」、「Family Group Decision Making(FGDM)」等を現場の実践導入するための支援を行います。

③革新的な研究活動

虐待の原因、影響、予防、治療に関する臨床研究、システム研究、実施研究を行っています。研究成果は、より効果的な介入方法の開発や政策提言に活用されます。

④専門職の育成

ケースワーカー、医療従事者等、児童虐待に関わる専門職を育成するための教育・研修プログラムを提供します。またコンサルテーションを行い、専門知識とスキル向上を図っています。

⑤地域社会との連携

地域社会の様々な組織や専門家と連携し、虐待予防のための啓発活動やサポート体制の構築に取り組んでいます。

ケンプセンター（児童虐待とネグレクト予防・治療センター）の概要

The Kempe Center for the Prevention and Treatment of Child Abuse and Neglect

⑥アドボカシー活動

研究に基づく知見を政策形成者に伝え、虐待防止と支援に向けた法律や制度の実現に向けて活動しています。アドボカシーの啓発のためのポッドキャストやブログ等の情報発信も行っています。

⑦多様性への対応

「公正、公平、多様性、包容性（JEDI）」の視点を取り入れ、すべての子どもと家族に対して適切な支援を提供できるよう、組織能力の向上に努めています。



ケンプセンターのホームページ

（2）ケンプセンターが目指す実践

①虐待予防に向けた取組

本視察のオープニングは、リチャード・クルーグマン博士の講義から始まりました。クルーグマン博士は、ケンプ博士と共に児童虐待への取組を経た後もその意思を引き継ぎ、コロラド大学医学部とケンプセンターにおける臨床研究を長年にわたり実践されてきました。



クルーグマン氏

虐待の予防に向けて

複雑な児童虐待には、複数機関で対応していくこと
各専門職が、地域社会と協働して予防に取り組むこと

ケンプ博士が「被虐待児症候群」を発表した1960年代当初は、こどもにそんなひどいことをする親はいないとブーイングの嵐でした。しかし後に児童虐待の存在が社会問題として認識されると共に、虐待件数は急増し、ひどい親からこどもを早急に分離すべきという社会のムードとなりました。1980年代には性的虐待が注目されるようになります。児童虐待はますます増加複雑化の一途をたどります。ケンプ博士は、1970年頃から既に加害者への刑事罰だけではこどもを虐待から救えないことや、虐待のある親や家族への支援の重要性を唱えてきました。しかしクルーグマン博士によると、親や家族への支援は重要視されないまま、児童虐待の問題は続いており、アメリカを含めどの国の変遷を見ても、虐待対応は同じ道をたどっているとのことです。

ケンプセンターと虐待対応の歴史

1958 ケンプセンター誕生

ケンプセンターの前身となるデンバー総合病院に多職種による児童保護チームが発足

1960～ 虐待への社会の気づき

『虐待を受けた子ども』を発表。当時はブーイングの嵐だったが、やがて社会に認識されるようになります。

1970～ 虐待家族への支援

ケンプは虐待家族への支援を提唱したが、その後複雑化する虐待問題により注目はされなかった

1980～ 虐待問題の複雑化

性的虐待が認識されることになり、虐待対応に対する意見が二分化され、様々な論争が起こった

以上の虐待対応の歴史をふまえて、クルーグマン博士は、複雑な問題が入り組んでいる児童虐待の対応には、それぞれの専門職が複数で対応することの重要性を唱えています。そして、目指すべきゴールは「虐待の予防」であるとし、専門職が地域社会で予防的な活動を展開することが重要であるとしています。

ケンプセンター（児童虐待とネグレクト予防・治療センター）の概要

The Kempe Center for the Prevention and Treatment of Child Abuse and Neglect

②虐待予防プログラムの展開

アメリカでは、2018年に施行された「家族優先予防サービス法」により、エビデンスに基づいた予防プログラムを実施する州に対し、連邦政府が資金援助するシステムがあります。ケンプセンターでは、このシステムを活用して虐待予防プログラム「セーフケア」の実践を展開し、コミュニティレベルでの虐待予防に向けた取組を進めています。

「セーフケア」の実践

セーフケアは「親子分離の予防」を目的としています。虐待を予防し親子分離せずに家族が共に生活するために、子どもの安全と健康、親子の肯定的な関わりの促進に向けた支援を目指します。

セーフケアの対象は、地域の機関からの紹介や親自らが支援を望んでいる在宅ケースです。5歳以下の子どもがいる家庭で、その多くはひとり親、精神的なケアが必要とされる等、複雑で多様なニーズを伴う家族です。



実施については、まず地域のキーパーソン、サービスを提供する支援団体の理解協力を前提に開始し、実施中は対象家庭への支援を行うスタッフへの訓練、サポートを中心に進めています。

セーフケアの効果として、子どものケアや親の養育スキルの向上、虐待の通告率の低下等が認められています。また、チームによる支援を実施すると、3年で80%の成功が示されています（無実施だと17年で14%）。

③効果的な研修を行うためのシステム構築

ケンプセンターでは、実践に役立つプログラムを開発し、その効果を持続させるために、エビデンスに基づく知見を積極的に取り入れています。

研修のシステムは、「プログラム開発」、「研修の実施提供」、「専門職のサポート」の3つです。

研修内容は、虐待の初期対応から子どもの家庭外への措置、そして子どもが永続的に家庭で生活できるプロセスに至るまで、子どものライフサイクル全体を範囲にしています。

研修方法は、講義だけでなく、コーチング、ロールプレイング、グループワーク等、多様な方法が用いられています。

研修プログラムの開発には、関連分野の専門家への調査を徹底的に行い、現場のニーズに基づいた内容を設計しています。

研修の対象者は、児童虐待に関わる専門職のか、里親や子どもの親族、教員等、地域で子どもに関わる人々も含まれ、虐待を経験した当事者（Lived Experienced Experts）も積極的に研修に参加します。当事者からの経験に基づいた発信は、研修の効果を高め、制度の見直しや改善にも役立ちます。また当事者はボランティアではなく、専門家としての対価を支払うべきであるという考え方方が関係者で共有されています。

コロラド州は、州と各郡（64郡）とのパートナーシップを重視しており、州全体で質の高い一貫したトレーニングを提供するための連携体制が構築されています。また経済的な支援として、児童福祉分野での就労を目指す学生に対する奨学金制度も整備されています。

ケンプセンターでは、研修の効果を高めるため、参加者や州の各郡からのフィードバックを重視し、参加者のスキルの習得度合いを確認する評価も行われています。

ケンプセンター（児童虐待とネグレクト予防・治療センター）の概要

The Kempe Center for the Prevention and Treatment of Child Abuse and Neglect



コロラド州との連携により様々な研修を展開

④多様な研究活動

ケンプセンターの研究活動は、こどもやその家族の生活をより良くすることを目指しています。研究活動は医療従事者、福祉、教育関係者等、様々な分野の専門家が協力して活動しています。

研究対象は、アメリカ社会で生活する多様なバックグラウンドを持つ人々（移民等）を含めます。特に、フォスターケアで育つこどもが大人になるまでの過程で、必要な支援や今の制度がどう機能しているのか等を長期的に調査しています。またこどもを支援する様々なシステム（医療、福祉、教育等）、の連携や支援者側の状況（バーンアウトや離職問題）も調査研究対象としています。

ケンプセンターは、多様な研究活動の成果を研究者だけで終わらせず、広く社会に伝えて、実際の支援に役立てもらうことを重視しています。このため得られた知見を、支援者だけでなく一般の人々にも分かりやすく届けるための取り組みを行っています。例えば先述のポッドキャストや簡潔なプレゼンテーション形式のイベント（イグナイト）等を通して、活発な発信をしています。



カーンズ氏・フルーク氏（システム・評価研究担当）

3. ケンプセンターの今後の展望

ケンプセンターは、これまでの活動を通じて、単に逆境的な経験（ACE）に焦点を当てるのではなく、こどもや家族が本来持っている「困難から立ち直る力（レジリエンス）」や「心身ともに健やかで良い状態（ウェルビーイング）」にもっと光を当てていく方向へと、考え方や取り組みを変えていくとしています。またフォスターケアや人身売買の被害にあったこども等、特別な支援が必要なこどもに向けた専門的なサポートを増やしていくことです。そして、虐待やネグレクトに対応する専門家たちが、より良い支援ができるように、コンサルテーションや研修プログラムを提供するネットワークを広げていくことも目指しています。ケンプセンターは自分たちの活動の「効果」をしっかりと測ることを重視し、効果が実証されている方法を、現場でより効果的に使えるように展開をしていきます。また、現行の児童保護システムとは違う、新しい支援のやり方を考え出し、それを実際のモデルとして示していくことにも力を入れていくことです。

以上の様々な展開においても、ケンプセンターの実践が「全てのこどもと家族の生活をより良くする」ためにあることに変わりはありません。

4. 所感

日頃より支援者支援に携わっている者として、ケンプセンターが研修のみならず、人材育成やコンサルテーションといった、支援者が直面する困難へのサポートを展開していることに、あらためてその重要性を学びました。また、多様な専門家たちが同じ志を抱き、それぞれの知識や経験を寄せ合い、支援の質を高めようとする組織文化には、強い感銘を受けるとともに、自身の職務への使命感を新たにする機会となりました。ケンプセンターでの学びを今後の研修センターでどう活かしていくか、検討を重ね、新たな実践に取り組んでいきたいです。

（西日本こども研修センターあかし 三木 馨）

コロラド州の児童福祉制度の概要・フォスター・アメリカの取り組み

訪問日時：2025年2月10日PM

住所：13123 E 16th Ave, Aurora, CO

現地担当者：

2-(1) 「コロラド州の児童福祉制度」

- ・ジョー・ホムラー（コロラド州ヒューマンサービス局児童福祉部門ディレクター）
- ・ヘザー・ドゥロスコ（コロラド州ヒューマンサービス局ディレクター協会理事）
- ・メーガン・バーチ（イーグル郡人事局長）

2-(2) 「フォスター・アメリカの変革への取り組み」

- ・マリー・ゼムラー・ウー（フォスター・アメリカ・エグゼクティブディレクター）
- ・アンジェラ・ライトル（フォスター・アメリカ・コロラドサイトディレクター）
- ・ミシェル・マレス（ケンプセンター教員）

1. 概要

コロラド州の概況（州都：デンバー）

地理：州の西側を南北にロッキー山脈が走り、東側に大平原が広がる。南北 450km、東西 600km の長方形。平均標高は全米 50 州で一番高い。

面積：26 万 9,000 km²（全米 50 州で 8 位の広さ）。

日本の総面積の約 7 割。

人口：約 587.7 万人。構成は、白人が約 7 割、ヒスパニック系が 2 割、アフリカ系 4.8%、アジア系 3.8%、ネイティブ・アメリカ 1.7%。

デンバーをはじめとする主要都市は、ロッキー山脈東側に南北方向に延びるフロント・レンジと呼ばれる地帯に位置しており、人口の 80% がこの地域に集中している。また、その 65% がデンバーを中心とする大都市圏に集まる。児童人口は約 140 万人。

主要都市の人口：デンバー都市圏：約 323.6 万人

デンバー：約 71.6 万人

経済：歴史的には第二次世界大戦後に内陸部の軍事関連施設の拠点として成長してきたため、通信関連、航空宇宙産業等の高度な技術・人材が集積

する。過去 10 年間ではシリコンバレー等からの移住が増加。2022 年の大学学位を保持する成人人口の割合は 30.58% であり、2023 年の一人あたりの個人所得は 79,586 ドル（全米 50 州で 6 位）。

教育：教育水準が高く、高等教育機関としては、同州で最も長い伝統を持つコロラド大学をはじめ、州立の 4 年制大学が 13 校、デンバー大学等の私立の大学が 7 校ある。

日本の姉妹都市：コロラド州～山形県（1986 年）

デンバー～岐阜県高山市（1960 年）

〈在デンバー日本国総領事館 HP より〉

2. 観察内容

(1) 児童福祉の構造的状況（連邦/州/地方）とコロラド州児童福祉におけるイノベーション

コロラド州ヒューマンサービス局の組織運営方針

ミッション：私たちは、皆さんと力を合わせて、コロラド州の人々の繁栄を支援します。

ビジョン：私たちは、大胆かつ革新的な保健および人道サービスを通じてコロラド州の人々に貢献します。

バリュー：私たちは、人を第一に考えます～アプローチの配慮/生活の質を生むバランス/自らに責任を負う/透明性を重視/倫理的である/協力により共に成長

〈コロラド州全体の職員数〉4,500 人（うちヒューマンサービス局の職員数 1,500 人）

コロラド州の児童福祉制度の概要

連邦レベルにおける児童・家庭に対する支援の代表的なプログラムは、児童虐待・家庭内暴力の防止をはじめ、メディケア、メディケイド、貧困家庭一時扶助、児童扶養強制プログラム、ヘッドスタート（就学前児童を持つ貧困家庭を対象とするプログラム）、母子保健サービス等がある。

連邦は州や地方に補助金を交付し、具体的なサ

コロラド州の児童福祉制度の概要・フォスター・アメリカの取り組み

サービスは州レベルで決定される。

コロラド州ヒューマンサービス局の児童福祉部門は、州全体の児童福祉サービスの基本方針の策定、予算の管理、事業活動の監督・監査を担っている。コロラド州は 64 の郡で構成され、各郡は州の方針に基づき、地域のニーズに応じたサービスを提供している。

各郡の児童福祉部門は、その規模に応じて職員が配置されており、デンバーは約 1500 人、最も南東に位置する BACA は 10 人程度である。



【コロラド州 64 郡の位置関係を示すジョー・ムラー氏。自身も CW としての経験を有する】

〈児童福祉部門の予算〉

年間 4 億 5,000 万ドル。財源の基本的な負担割合は、連邦政府が 50%、州が 30%、郡が 20%。

〈主な支出項目〉

人件費と運営費、虐待防止サービス、子どもと家族のためのカウンセリングと治療サービス、里親家庭および施設への措置、養子縁組手当。

■コロラド州が掲げる子どもの権利

- ・子どもは危害を受けずに生活し、可能な限り自宅で暮らす権利を持っています。
- ・子供の安全は親が責任を負います。
- ・児童虐待やネグレクトが起きないように、家族が必要なものを確実に得られるようになるのが、コロラド州の児童福祉制度の役割です。
- ・親が安全を確保できない場合は、コロラド州の児童福祉制度が介入する役割を担います。

コロラド州の児童保護システム

以下の標準となる共通モデルに基づき、郡が地域の実情に応じて具体的なサービス内容を決定している。郡の運用状況等は、ラリマー郡、ボルダーパー郡、ジェファーソン郡で具体的な説明を受ける。

① ホットライン「44-CO-4-Kids」

- ・州内共通のフリーダイヤル番号
- ・2015 年 1 月 1 日に運用開始
- ・すべてのホットラインの通話は、実際に子どもが住んでいる郡に転送される仕組み



【HP 上のキャッチフレーズ】

ホットラインシステムにより、州はこれまで州全体で追跡できなかった以下の重要情報を取得できるようになった。

受信した通話数/通話量/通話時間/回答の速さ/待ち時間/通話の転送/放棄率

このデータは、州全体の通話が迅速かつ適切に処理されるようにするための重要な情報であり、郡の回線に直接かけられた電話も、データ収集の目的でホットラインシステムに共有される。

「ホットライン・郡コネクションセンター」はプラワーズ郡に設置され、州の児童福祉トレーニングシステムで毎年認定されたオペレーターが 24 時間年中無休で対し、構造化されたスクリーニングガイドを用いて該当の郡につなげる。なお、すべての通告者は匿名であり、内容の機密は保たれる。一日の対応件数は約 300 件。

コロラド州の児童福祉制度の概要・フォスター・アメリカの取り組み

② スクリーニング

通告内容の約 7 割がネグレクトに分類。親の薬物・アルコール依存、精神疾患が背景にある事案が多い。

全体の約 70% がスクリーンアウトされる。その場合は、支援サービスを利用することができる。通告者は 30~40% が近隣。電話段階で最初のリスク分析がなされる。

③ アセスメントと支援

通告は、約 100 件がアセスメントされる。そのうちスクリーンインとなるのは約 20%。全体の通告件数は増えているが、インケースは減少傾向。

さらに、オープンケースとなるのは約 5%。多くは在宅で支援を継続し、1 年以内に終結する。未解決ケースは継続的に関与し、裁判所が関わることもある。コロラド州のケースワーカーは約 3000 人。インタークワーカーとフォローアップワーカーに役割分担されている。

④ 家庭外措置

家庭外措置は 1 日約 5 人、年間で約 1500 人。平均的な期間は 1~1 年半程度。2009 年から 15 年で、家庭外措置は半減している。

⑤ 再統合と事案の終結

家族と再統合されなかった事案は、養子縁組等によりパーマネンシーを確保する環境づくりが考慮される。



【ヘザー・ドゥロスコ氏（左）とメーガン・バーチ氏（右）。アメリカの地方行政の幹部職員】

課題

社会的養護経験者の多くは、家族や友人、学校、地域から引き離された経験から、精神疾患や複合的なトラウマを負い、18 歳以降も社会的に孤立することが多い。ホームレスや犯罪により収監される者もいる。

その要因として、高校卒業までの支援メニューはあるものの、大学進学は想定されておらず（社会的養護経験者の大学進学率は約 3 %）、実社会に出た後のアフターケア対策が大きな課題である。

また、支援に当たる人材の確保、郡間のサービス格差等の課題もある。

(2) フォスター・アメリカの変革への取り組み

現在の児童福祉制度では、家庭外措置となる全米の児童数は約 40 万人に達する。分離の影響による予後の課題だけでなく、黒人や先住民の子どもは白人の子どもよりも家庭外措置が多く、制度自体が構造的な不平等と人種間の不均衡を生じさせている状況にある。また、ネグレクトに関する調査結果では貧困と複雑に関連していることが判明しており、社会全体で解決すべき課題と言える。

そうした現状から、非営利団体のフォスター・アメリカは、公正で公平な子どもたちの未来のために、家族が真に必要とする支援ネットワークやその財源を確保、提供することによって、児童福祉システムの変革を目指している。

フォスター・アメリカの設立は 2016 年。以来、コロラド州と連携して、州の児童福祉制度の変革を共に進めてきている。

〈変革に向けた 4 つの戦略〉

フォスター・アメリカは、以下の 4 つの戦略に基づき、公平性を重視する変革を推進している

① Co-design

児童福祉制度に関わる親、若者、コミュニティリーダーの視点を中心に据え、関係者が一体となったイノベーションを目指す。

コロラド州の児童福祉制度の概要・フォスター・アメリカの取り組み

② Collaborate

市民、企業、非営利団体等のリーダーと連携して、家族を効果的に支援する取り組みの実現に向け、関係する制度間の調整を図る。

③ Finance

家族が必要とするプログラムの資金調達を支援。

④ Learn

定性的および定量的なデータを共有し、継続的な改善を促進する。



【マリー・ゼムラー・ワー氏（右）】

フォスター・アメリカの共同創設者兼エグゼクティブディレクター。マカレスター大学、ボストン大学デジタルイメージングアートセンター、ハーバード大学ケネディスクールを卒業し、全米の児童福祉機関のコンサルタント等を務めた。養子縁組の経験者で、3人の母親。

【アンジェラ・ライトル氏（左）】

コロラドサイトディレクター。ソーシャルワーカーの修士号を取得し、民間部門と公共部門の両方での仕事を通じて、児童福祉や少年司法制度分野でキャリアを重ねてきた。日本からの視察団受け入れに当たって、日本側との事前協議、現地のコーディネートに尽力してくれた。

〈フォスター・アメリカ HP より〉

里親の認定とトレーニング

里親として認定を受けるには、21歳以上で身元調査をクリアし、児童福祉研修システムのトレーニングを完了する必要がある。トレーニングのカ

リキュラムは郡ごとに決まっている。



【ミシェル・マレス氏】

ケンプセンターの教員。コロラド州の児童福祉研修システムにおける里親、キンシップ、養父母の研修部門を監督。コーチングとシステム戦略のトレーニングも担うグローバルコーチでもある。

デンバーのメトロポリタン州立大学でスピーチコミュニケーションと心理学で学士号を取得した後、レジス大学で戦略的ビジネスマネジメントとエグゼクティブリーダーシップの修士号を取得。里親としても13年、2人の子どもを養育。〈ケンプセンターHPより〉

3 所感

研修初日、各講師の経歴や研究分野は実に多彩であり、それぞれの知見や専門性に基づく発言の端々に「プロフェッショナルの矜持」を感じた。

アメリカの歴史や文化、哲学を踏まえた児童福祉システムの講義を受ける中では、日本における日々の現場の在り方と比較しながら、「誰のためのシステムなのか」という本質的な問い合わせ頭に浮かんでいた。

「家族のことは家族が一番よく知る」という困難に直面する子ども・家族の意向を踏まえつつ、分離から再統合までを見据えた支援の在り方とは、システムの変革とはどうあるべきか——今後の職務に当たる上で問題意識、欠かせない視点を得ることができたと思う。
(札幌市・山形有祐)

ラリマー郡福祉局①

Larimer County Department of Human Services.

訪問日時：2025年2月11日AM

住所：2555 Midpoint Dr E, Fort Collins,
CO 80525

現地担当者：Katie Heckman, Heidi Feyereisen,
Merrissa Scranton, Elizabeth Towne, Jen Rotar,
Amber Howe, Natalia Kimerer, Felicia Guitterez,
Erica Freese, Becky Smith, Liz Pantle, Pieter
Tolsma, Julie Smith

(敬称略)

1. 概要

ラリマー郡は、コロラド州の最北部に位置し、面積 6,822 km²で島根県より少し大きい（島根県 6,708 km²）、人口約 36 万人で、ヒスパニック系が人口の 8% を占めている。フォートコリンズ市（人口約 17 万人）に郡庁が置かれている。



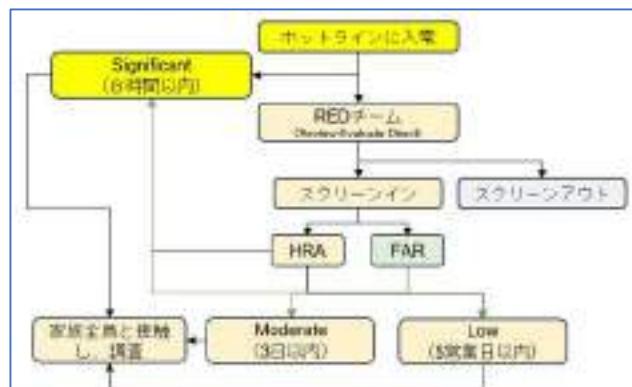
【ラリマー郡福祉局外観】

2. 観察内容

(1) 観察概要

フォートコリンズのラリマー郡福祉局にて、児童保護サービスの業務の流れの説明、郡の取り組みの説明を受けた後、模擬 RED チームの実演、家族会議の実践の説明があり、質疑応答を行った。

児童保護サービスは、まずホットラインに入電があり、緊急対応を要するケースは即時対応、それ以外は翌日 RED チームにより受理と除外を分け、受理するものをハイリスクアセスメント（HRA：従前からの虐待対応）と、ファミリーア



【図1 ホットラインからの流れ】

セスマントレスポンス（FAR：支援ベースの対応）のいずれかに分類。さらに、子どもの安全の観点から、緊急度により対応までの期間を設定する。期間は、最もリスクの高いもの（Significant）で 8 時間、次が 3 日間（Moderate）、5 営業日（Low）とされており、Significant は前述のとおり、入電後すぐ対応に移る【図1】。

HRA と FAR のいずれかの判断は、州が定める法的な枠組みに基づき、性的虐待、命に関わるような重篤な身体的虐待、子ども側に非行などのリスクがあるもの、施設内虐待の 4 類型を HRA、それ以外は原則として FAR とする。

HRA に対しては、従前どおりの虐待調査を行い、捜査に近い調査により加害被害関係を確定、結果を CPS のデータベースに登録する。加害者として登録されると、前科と同じ様に扱われ、その後就職する際、児童関係の業務に就けなくなる。

一方で、FAR は、家族が参加し、家族と一緒に子どものセーフティプランを作る。虐待の有無の判断や、データベースへの登録などは行わない。家族は、その家族自身に関してはエキスパートであり、家族に関する決定や計画策定の過程に参加する権利があるとの考え方立ち、SW は家族とともに、セーフティを脅かすリスクを特定、それを減らす方法を具体的に検討、現実的な方法をセーフティプランとして策定していく作業を行う。

ラリマー郡福祉局①

Larimer County Department of Human Services.

HRA のみだった CPS に、FAR による対応を取り入れたことが DR の取り組みであり、導入には制度だけでなく、SW の考え方、哲学の転換が必要で、「こどもは家族の元にいるべき」という考え方の組織への浸透が重要であった。2018 年の「家族優先予防サービス法」の制定により、虐待予防サービスの強化がなされ、DR の取り組みへの追い風となっている。

ラリマー郡では、受理のうち約 71% が FAR、残りが HRA という状況であり、その後 1 年以内に再受理したものは、FAR のうち 3% に留まり、87% が 1 年経過後も含め再受理されず、85% が再アセスメントにも至らずに経過している。こどもの安全性についても、HRA と FAR との間に差は見られず、FAR による家族中心の予防的な支援は、その後こどもが家族と安全に過ごすための有効な手段となっていると言える。

(2) FAR の進行について

FAR では、HRA とは異なり、例外やストレンガスなどに注目し、改善のためのリソースを探す。このため、コールを受けるタイミングで、必ずストレンガスも聞き取る。

受理に至る原因となった事柄について、具体的な経緯と、現実的な対応を、インティクワーカー (ITW) が原則 60 日間以内にアセスメントする。こどものセーフティを維持し、脅かされるリスクを軽減するため、何をどうしようと考えているか最初に家族に聞く。さらに、家族自身の実施に向けた意欲、家族自身が実行できると考えているか、サポートネットワークを含めたキャパシティを勘案し、プランの策定を進める。これが、トリートメントプラン（セーフティ維持のためのプラン、達成された時にはケースがクローズできる）となる。セーフティについての懸念が経過の中で齟齬なく一貫し、懸念への対応が充足される必要があるため、具体的なゴールを記述し、家族や支援者

の役割が明確に分かるものとする。また、当初の安全への懸念に関連することのみ記述し、その他を後から盛り込まない。客観的に明確に評価でき、家族が実現可能なことを記載する。主語は家族とし、何をすれば子どもが戻るのか、最終的にはロングタームセーフティの達成が目標となる。同時にパーマネンシープランの策定も進める。これは、まず家族の維持と再統合、その次にキンシップ、後見人、養子の順である。

60 日目以降は ITW からオングーアイニングワーカー (OGW) に引き継ぐが、トリートメントプランは、ITW と OGW と一緒に家族と作成する。家族からの信用が無ければ進められず、SW は、家族の文化を尊重し、透明性と正直さをもって家族と関わる。トリートメントプランの実施に入つてからは、プランに定期通院があるがそのための交通費の捻出が難しいなど、実施の支障になる課題の解決が SW の主な業務となる。

(3) 組織の工夫

ITW と OGW は、以前は別々のチームとして運用していたが、ミスコミュニケーションが生じる課題があった。そこで、2023 年から、一人の SV が ITW、OGW それぞれ 2~3 名を含むチームを受け持つ形として再編した。これにより、双方のミスコミュニケーションが防げ、それぞれが何を目的に何をしているのか相互理解が深まり、より円滑な支援を進めることができた。

郡内には 12 のチーム、70 名の SW があり、月の平均でオングーアイニングは 500 件ほど。

(4) 模擬 RED チーム

前述のとおり、受理と除外、受理ケースについて HRA か FAR の判断と、対応の期間を設定することを目的に開催される。2 名の SV と 3 名の SW が参加し、毎朝 9 時から行う。【図 2】のとおり、まずホワイトボードに項目と、通告の際に聞き取

ラリマー郡福祉局①

Larimer County Department of Human Services.

った内容、事前に確認した犯歴、CPS の取り扱い歴を記載し、その後協議の中で出た意見や情報を追記していく、同じ情報を見ながら進められるよう工夫されている。



【図2 RED チームのフレーム】

専門家としての SW の心配、家族や子どものストレンジスをまず話題とし、その後参加者の意見交換を行う。わかっていないこともこの時に確認し、gray の欄に記載する。学齢児や受傷の事案であれば、通告義務がある学校や医療機関からの通告の有無も重視し、それが無い場合には、通告された情報の信頼性も議論する。最終的に、全会一致あるいは一番心配している人の意見を SV が採用して確定する。



【RED チームのフレームワーク】議論が進むと、記載される情報が増えていく



【模擬事例】ガルシア家

両親に薬物とメンタルヘルスの問題あり。虫が出る幻覚があり、各種の洗剤を混ぜ噴霧、虫を駆除しようと試み、生活が破綻。ホットラインへの入電後、FAR で5日間の判断とするが、両親の抵抗からプランが策定できず、分離措置とした。

裁判所の判断により分離の指示が出て、SW の調整の結果両親が別にアパートを借りて退去、父方母方の祖母が協力して子どもの養育に当たることとなる。父方の祖母はアリゾナ州在住のため、CPS が祖母の移動のための交通費を支給（※フォスターには、一日に子ども一人あたり 40~65 \$ が支給され、別に必要経費が出る。アリゾナからのフライトは、必要経費として支給される）。

(5) ファミリーミーティング

DR により FAR が広がるとともに活用が進んでいる。想定できなかつた新たなリスクが生じた際などに開催する Emergency、定期的に開催する Unity などいくつかの種類があり、それぞれ会議の目的と枠組みが定められている。RED チームで見たフレームワークと同じものを使って進め、SW や家族の懸念、家族や子どものストレンジスを取り上げ進行する。

いずれも、専門職としての心配の明確な表現と共有、家族一人ひとりの思いの表現、全員の「子ども中心」の理解の3点が重要なポイントである。

SW は、CPS の立場を代表する役割を担い、うまくいっていることを踏まえ、明瞭に、率直に話し、心配していることを話し合う準備をする。事前に参加者と話して準備し、会議の場で参加者が驚くような新たな事柄は話題にしない。

ファシリテーターは、SW としての経験を有し、そのための研修を受講した者が担い、ミーティングのホストとなる。感情的な議論になっていない

ラリマー郡福祉局①

Larimer County Department of Human Services.

か確認し、参加者にとっての会議の場の安全、安心を保障、家族と支援者の思いの共有をサポートする。ファミリーミーティングのプロセスのガイドであり、スケジューリングの魔術師であり、最善の実践の守護者であることを心がける。

全般に、SW は、トラウマについてのセルフケアと、トラウマに対する自分自身の反応や対応への理解を進め、個人の安全はもちろん、精神的にも Wellbeing であることが重要。ファミリーミーティングの場でも、会議室の中の安全、精神的な Wellbeing が守られ、文化的、個人的なニーズが充足されなければならない。トラウマの影響の軽減のため家族と一緒に準備し、孤立していた家族との協力体制の構築が求められる。

2024 年の 1 年間で、1,485 回開催、家族が延べ 4,525 人、それ以外も含め全体で 12,134 人が参加、開始当初は SV や SW など専門職が多いが、回を重ねる毎に参加する家族や支援者が増えていくという。

3. 所感

親子の分離に際し、必ず裁判所の判断を経てその後も継続的に関わることや、一時保護所に相当する施設が無いこと、親にも子にも、さらには SW にも弁護士が（公費で）つくこと、そもそも社会の成り立ちや権利擁護の意識など、前提となる仕組みの違いにまず驚かされた。SW 一人当たりの担当するケース数が全く違い、この点は率直に羨ましい。

アメリカの歴史的な経過の中で、うまくいかなかつたことを率直に反省し、改善のための具体的な方策を実践に移してきており、その経緯や目的、方法を現場のチーム全体が共有していることに驚嘆した。一つ一つの取り組みの結果を目にする形で検証し、効果を確認しながら実践に反映させていると感じた。当所では、まだ徒弟制度

とも言えるような、先輩職員からの訓導や自身の経験則からの実践が大部を占めているので、ぜひ取り入れていきたい。

RED チームの質疑応答の際に、CPS での取り扱い歴の評価について、過去の虐待の疑惑ではなく、ケースの終結に至ったことがストレンジであるとの説明があった。わが国では、過去の虐待歴はリスクとするアセスメントが前提であり、どこからストレンジを見出すかは視点によって大きく変わることに気付かされた。また、トリートメントプランの策定に関して、当初の安全への懸念（通告事実）に関してのみ記述すると言及があった。当所では、取り扱いを開始したケースについて、通告事実とは関連しないリスクも併せてプランに取り込み、親に了承させているくらいがあることを反省させられた。リスクについて、リスクとセーフティとは異なり、セーフティが守られない場合は分離するが、リスクは分離ではなく家族全体のリスク軽減に向け予防的な支援の導入を図る（例えば、ライフラインの停止は分離では改善できず、家族の貧困の問題なのでその改善に向けてのアプローチを試みる）ことの説明があった。子どもを分離し、親の改善を待っても、確かに親の自助努力だけでは改善は難しく、ここを何とかするためのプランが必要であり、それが家族を支援するということだと思い知った。

この研修に参加し、これまでわが国における虐待対策が自身の思考の前提となっていたこと、そこから切り離されることで、より自由な視点で考察することが可能になり、当たり前だと思っていたことがそうではない場合もあることに気付かされ、大きな衝撃を受けた。無理のない速度で、取り入れられるところを取り入れ、まずは「子どもは家族の元にいるべき」という考え方を改めて組織に浸透させていきたい。

（札幌市児童相談所 石井 和朗）

ラリマー郡福祉局②

Larimer County Department of Human Service

訪問日時：2025年2月11日PM①
住所：2555 Midpoint Dr E, Fort Collins,
CO 80525
現地担当者：Katie Heckman, Tomas Quinonez,
Elise Dahlin

1. 概要

ラリマー郡は、2019年から児童虐待防止の取り組みとして、ウォームラインというプログラムに取り組んでいる。

プログラムを紹介してくれたコミュニティナビゲーターによれば、ウォームラインを通じて家族が必要とする支援を提供することにより、CPSのケースになることを未然に防止ができている。また、地域社会から郡に対して信頼を得られる効果もあった、としている。

2. 観察内容

児童虐待防止に向けて「ウォームライン」



コミュニティナビゲーターの皆さん

(1) ウォームラインについて

ラリマー郡は、児童虐待防止のために、2019年からウォームラインというプログラムに取り組んでいる。連邦政府予算の助成を受け、コロラド州立大学と共同で実施している。

このプログラムには目標が3つあり、「CPSのケースになる前にかかる」「コミュニティの

パートナーのサポートネットワークをつくる」「家族が関わって欲しいように家族とかかわる」を掲げている。

(2) コミュニティナビゲーター

ラリマー郡では、ウォームラインは元々CPSの部署で取り組んでいたプログラムだが、課として独立し、今の組織となっている。CPSと異なるサービスだとわかるようにホームページは異なるものにし、ロゴも図1のように示している。

家族からの相談は、4人のコミュニティナビゲーターで対応している。家族の文化に敬意を払うことを大事にしており、コミュニティナビゲーターは、家族と文化的に近い人をペアにしている。コミュニティナビゲーターは、自宅でもそれ以外の場所でも柔軟に家族と会えるのが特色である。



(図1) ラリマー郡のウォームラインのロゴ

(3) サービスの実際

地域に心配な子どもがいた場合、地域の人々はCPSのホットラインへの通告ではなく、ウォームラインに連絡をすることができる。

相談を受けたコミュニティナビゲーターは、家族に何を支援して欲しいかを尋ね、家族が必要とするものを提供している。例えば、その家族に家賃滞納の問題があったとしても、家族が保育サービスの提供を希望した場合には保育サービスを探し、提供することとなる。

ラリマー郡のウォームラインにはサービス提供をしているパートナーがあり、コミュニティナビゲーターは必ず月2回、パートナーとのミーティングを行なう。ミーティングでは、どんな変化があったか、どんな新しいサービスがあるか等の情報を共有することになっている。

ラリマー郡福祉局②

Larimer County Department of Human Service



(図2 ラリマー郡にサービス提供をしているパートナー)

(4) 成功事例

- 過去に何度か CPS の介入があったり、ケースになったことがあった父子家庭。
- 学校からウォームラインに連絡が入った。虐待の予防が目標だったので、安全で安定した環境を提供することとなった。
- 父親は、母親と離婚したばかりだった。母親がいなくなって、こどもたちを養育するのにとても苦労していた。
- 学校とも一緒に話し合いをした。学校は、こどもたちをとても心配していた。こどもたちをどんなふうに心配していて、何が必要なのかと言うことも話し合って、パートナーシップを作っていた。
- 最終的に安定した、安全な場所を家族に提供することができ、家族としてそこにい続けることができた。

(5) 質疑応答

(質問) 4人では足りず、もっと職員が必要ではないか。

(回答) 構想を練っているところであり、人が増える可能性はある。

(質問) ウォームラインとして関わろうとしても、家族が「結構です」となった場合には、相談は終結か？

(回答) 自発的な相談であり、家族が拒否をしたら、終結する。

(質問) スクリーンアウトしても予防的な支援につなげると話していたが、ウォームラインにつなげるという意味か。

(回答) スクリーンアウトケースは直接、紹介をされない。スクリーンアウトされたケースの家族が自分で電話をしてくることはある。

学校と家族とは関係ができていて、その学校から家族を紹介されている。ウォームラインが引き継いで連絡をとっても、家族から拒否されるケースはほとんどない。

3. 所感

ディスカッションの中で、ラリマー郡職員や関係者から「CPS の歴史を振り返ると、貧困が原因で CPS のケースになったものが多くある」との説明があった。過去に学び、こどもや家族に対して有益なサービス提供を行えるよう、地域と話し合いながら取り組んでいく姿勢は日本においても大事ではないかと感じた。

また、ウォームラインの仕事にあたっているコミュニティナビゲーターは、家族を変えようとする人たちが考える「これがあれば家族が変わる」というものを提供するのではなく、当事者性を大事にする関わりが印象的であった。

支援者の1人として、自らの言葉や行動が当事者の意向や思いに反した支援に向かっていないか、今一度、自らを省みる機会となつた。

(千葉県健康福祉部児童家庭課 倉田 宰)

研究の役割－コロラド州における児童福祉の実践と政策の改善に向けて－

訪問日時：2025年2月11日PM②
住所：2555 Midpoint Dr E, Fort Collins,
CO 80525
現地担当：Marc Winokur, PhD (Colorado
State University, Social Work Research Center)

1. 概要

調査の結果を実践に変換することに大きな功績を残しているコロラド州立大学のマイク・ノイアー教授から、DR とキンシップ、コロラドキンネクテッドプログラムの研究について紹介を受けた。



マイク・ノイアー教授

2. 観察内容

(1) DRについて

マイク・ノイアー教授によれば、児童虐待の対応として、HRA に振り分けられた家族よりも FAR に振り分けられた家族の方が、実際にサービスを受ける率が 2.1 倍高いことが示されている。また、HRA に振り分けられた家族よりも FAR に振り分けられた家族の方が、1.8 倍サービスを受け入れる率が高いという結果も示されている。

家族とどれだけ関係性が持てたかを測るテストでは、FAR の家族の方が HRA に割り振られた家族よりも 1.6 倍関係性が良いという結果が出た。

さらに、FAR の家族はほぼ 2 倍、自分たちから周りに助けを求めていた。3 年間以上の長期間の比較をしたときに、FAR のこども達は HRA の

こども達と比較して安全は変わらないという結果も示された。

(2) キンシップケアと普通里親に預けられた子どもの比較

マイク・ノイアー教授らは 2009 年の研究 (Kinship care for the safety, permanency, and well-being of children removed from the home for maltreatment) において、キンシップケアと普通里親に預けられた子どもを比較している。この研究は、666,516 人のこどもを対象とした 102 件の研究結果をまとめたものである。

この研究では、キンシップケアに預けたこどもは、問題行動やメンタルヘルスの問題が普通里親に預けられたこどもよりも少なく、メンタルヘルスのサービスを受けることも少ないことが結果として示された。学業に関しては、キンシップケアと普通里親に預けられたこどもとでは、異なる結果は示されなかった。

また、キンシップケアはこどもの措置先が変わっていくことが少なく、こどものパーマネンシーが安定していることが示された。養子縁組はキンシップの方が低く、家族再統合の違いはキンシップと普通里親の違いは見られない、という結果であった。また、キンシップの方が、里親から虐待されること少なかった。

マイク・ノイアー教授によると、キンシップケアの歴史を辿ると、普通里親に比べて安全ではないと考えられていたが、キンシップケアに対する考え方を変えるにはインパクトのあった研究だったとの説明がなされた。

(3) コロラド キンネクテッド プログラム

このパイロットプログラムはコロラド州で 2020 年に実施され、情報、教育、幅広いサービスとサポートへの紹介を提供を行うものである。7 つの郡で実施され、280 の親族家庭に 402 人の

研究の役割－コロラド州における児童福祉の実践と政策の改善に向けて－

こどもが預けられた。プログラムに入った家族の方が、再統合の率が高い、という結果が出た。また、6ヶ月の間にこどもたちが家に帰るか、キンシップに残る方が高かった。別の里親などに行く率が低い、という結果が示された。

(4)補足

視察当日は、研究に関して質疑の時間が十分に得ることができなかつたため、コロラド キンネクテッド プログラムについては帰国後に展開について確認を行った。

このプログラムは、ジェネレーションズ・ユナイテッドホームページに紹介をされており、2024年2月の時点で4つの郡において、Kinnectedモデルを完全に導入されていることが示されていた。主なサービスは、親族の介護者へのサポート。配置時に、各家族には郡の親族ケースワーカーが割り当てられ、感情的及び具体的なサポートを提供されている。

(5)研究について

マイク・ノイアー教授は、15年の研究の積み重ねが政策立案者の見方を変えることに役立った、と話していた。又、現在の状況に研究は遅れてついていくものだが、良い研究は政策を動かし、予算も動く、との思いを語った。

3. 所感

コロラド州が進めているDRやキンシップの施策の理論的な裏付けとなっている研究を行った研究者から簡潔明瞭に、研究の説明を受け、海外視察で見聞した内容の理解を深める重要な機会の1つとなった。

コロラド州のように児童福祉部門の実践が研究にとりあげられ、その効果や価値を見出されることは、こどもと保護者に対して自信をもって行政機関としての判断を示し、こどもや保護者との信

頼関係にもつながっていくよう思う。

日本でも国を中心とした研究の展開はあるが、現場の実践や困難により根ざした研究が広がっていくことも必要ではないかと、今回の視察を通じて感じた。

(千葉県健康福祉部児童家庭課 倉田 宰)

【参考】

○ジェネレーションズ・ユナイテッド HP
(<https://www.gksnetwork.org/resources/colorado-kinnecteed-colorado-department-of-human-services/>) 令和7年4月30日閲覧

○Marc Winokur他 (2009) Kinship care for the safety, permanency, and well-being of children removed from the home for maltreatment

○Marc Winokur 他 (2024) Kinnecting Caregivers to Services, Resources, and Supports:Findings from an RCT of Colorado's Kinship Navigator Program

ボルダー郡 ヒューマンサービス局

Boulder County Department of Human Service

訪問日時：2025年2月12日AM

住所：University of Colorado Boulder,
Anthropology Library
Hale Science 450, 1350 Pleasant St.
現地担当者：スザン・ダニエルズ（ボルダー
(敬称略) ファミリーエンゲージメント、フォ
スターケア統括)
ジセラ・ヘルナンデス（ボルダー郡
キンシップスーパーバイザー）
キャサリン・ゴールドファーブ
(IFCA 理事、コロラド大学人類学
准教授)



図1：コロラド大学ボルダー校外観

1. 概要

ボルダー郡はコロラド州北部に位置する。コロラド州で7番目に人口が多い郡で、郡庁所在地はボルダー市。

面積：1,946km²

人口：322,226人

人口密度：165人/km²

2. ボルダー郡によるキンシップケア

（1） 観察概要

ボルダー郡では2006年から根拠に基づき子どもにとって良い効果があるとされているキンシップケアを積極的に取り入れている。

「キン (Kin)」とは親族だけではなく、子どもが繋がりを感じる人のことを指し、例えば学校の先生や知人も含まれる。ボルダー郡では子どもの養育についてキンシップは困難な状況になっても諦めることが少ないため、里親養育よりもキンシップを優先している。

キンシップケアについては、今までの里親ケアとは考え方と支援の仕方も違い、柔軟性が重要であるとされる。コロラド州、ボルダー郡からの財政的なバックアップがあるため、経済的にもキンシップファミリーが必要とすることに使用でき、ケースワーカーは子どもがキンシップに留まることができるよう努めることができるように可能となっている。

（2） キンシップケアの重要性

キンシップに措置されることで家族と繋がりを保てる、コミュニティにも留まれること、自身の文化にも留まれるという良い面が挙げられる。

スザン氏は「子どもは知っている人の下に措置されることは気持ち的に楽であり、安全に感じる。それに比べて知らない人のところにいくことは子どもにとって怖いことだし、ストレスを感じること。次に起こることに対しても不安を感じる。」と話す。

子どもは親に忠誠心があるため、里親委託になった子どもたちは「里親の方が大切になったらどうしよう。」という葛藤が生まれることがある。キンシップは関係性ができているため、そのような考えにはなりづらい。

（3） キンシップの肯定的な結果

子ども自身の問題行動が、他の家庭外措置よりも約50%少ないというデータもある。

里親委託は里親宅を転々としてしまうことが多いが、キンシップではあまりみられない。

大人になってからの予後についても、ホームレスになること、刑務所に入ることも少ないという

ボルダー郡 ヒューマンサービス局

Boulder County Department of Human Service

結果が出ている。

施設入所となった子どもはメンタルヘルスに問題が見られるというデータもある。キンシップはウェルビーイングが他の家庭外措置よりも良いという結果も出ている。

スザン氏は「里親は履歴書上では良い人かもしれないが、子どもが知っている人と暮らせる方が大事と考えている。」と話す。



図2：コロラド大学内でボルダー郡職員からの話を聞く様子

(4) 普及に向けた取り組み

キンシップケアを実施していくにあたり、ボルダー郡でまず始めたことは、哲学としてキンシップを浸透させることだった。「リスクばかりを考えるのではない」ということが大事であり、まず職員の意識改革を行った。そして、裁判所や地域の関係機関にも理解を得るために考えの共有を図った。特にリスクとセーフティの区別をつけることが大事であり、心配と子どもに差し迫った危害を加えることは別であるとの理解が重要である。中にはすごい小さい家に住んでいたり、経済的に苦しい家もあるが、子どもが知っている人と暮らすことの大ささを、周りの人に理解してもらえるように取り組んできた。

キンシップサービスが可能になるのは皆が「やるぞ」と、一つになって初めてできることである。

(5) 措置までの流れ

措置が必要となった時に、まずインテークワーカーが親に面倒を見てくれそうな人のリストを確認する。例えば母親が自分の妹に預かってもらうのが良いと思うと言うと、インテークワーカーが妹の家に行ってインタビューを行う。適切かどうかアセスメントし、裁判所の承認を得て措置することになる。インテークワーカーは24時間以内にキンシップファミリーにアプローチすることを義務付けられており、2日から3日以内には措置になる。

措置先が決まったらジセラ氏のグループのワーカーが出向いて、何が子どもとキンシップファミリーに必要なかを調査する。一般の里親と違ってキンシップケアはいきなり子どもと一緒に生活することになるため、準備ができていないことが多い。子どもがいる生活へシフトする必要があるため、その援助をケースワーカーが行う。トラウマがある子どもへのケアをどうするかについては、専門の職員と支援することになる。

子どもも危機的状態かもしれないが、受け入れるキンシップファミリーも危機的状態であることの理解が必要で、どちらにもサポートがいる。いきなり子どもを預かるためベッドや食料もない、学校も転校しなければならない可能性がある。子どものいない人なら、どういう手続きしていけばいいかわからないこともあるため、そこもサポートする。

(6) 経済的支援

裁判所から承認してもらえば、里親委託と同額程度（40から60ドル程度／1日）がもらえる。金額は年齢によるが年齢が低ければ低く、高ければ高い。家族の中にはCPSと関わりたくないため、承認はいらないという人もいるが、ほとんどの人が金銭的援助を必要としており、承認を得ている。

キャサリン・ゴールドファーブ准教授による講義・対話

ボルダー郡でキンシップを行うための予算を持っているため、様々な支援ができる。例えば子どものベッドがなければベッドの購入費、スイミングプールの入场券、車の修理費に使用することも可能。キンシップケアをするために仕事を辞める人もいるため、家賃補助、光熱費や保育サービスにも使うことができる。その費用は家族ごとのニーズに合わせて柔軟に使えるようになっている。

(7) 措置に向けての柔軟性

委託する際の基準がキンシップの方が里親よりも緩い。里親は基準がしっかり決められていて、居住スペースが一人につき何平方メートル等決められているが、キンシップは柔軟に決めることが可能。

子どもの保護が必要となり、キンシップが見つからず里親委託になった場合、インセンティブファミリーファインダーが継続してキンシップできそうな人を探すことになる。電話したり手紙だしたり、サーチエンジン使ったりし、見つけたことを諦めない。親族関係になくとも子どもが知っている人にも措置することはある。家族の親しい友人、近所の人、子どもが前から知っているなじみのある人もキンシッププロバイダーとしてみなしている。もちろん子どもにもどこに行きたいか聞くが、10代の子どもは自分が行きたいところを教えてくれるのが上手である。

(8) 家庭への再統合

ほとんどのキンシップケアになったケースは再統合される。子どもが家庭に引き取られるだけではなく、親がキンシップ先に来てケースが終結することもある。

(9) 質疑応答

Q: 里親委託とキンシップへの委託の割合は？

A: 家庭外措置は約100ケース。そのうち67%がキ

ンシップケア。2年前は40%程度。施設入所は3ケース。ポリシーが変わったことが大きく、キンシップを探すことも重要。

Q: キンシップワーカーの人数は？1人の持ちケース件数は？

A: 6人。一人の持ちケースは10件程度。

3. キャサリン・ゴールドファーブ准教授による講義、対話



図3：ゴールドファーブ准教授（右）と藤林団長

(1) ゴールドファーブ准教授の研究

ゴールドファーブ准教授の父が物理学者であり、日本の大学に所属していた際、日本に数か月間住んでいたことがあった。大学院にて文化人類学を専攻し、どこで研究したいかを決める際に日本の血縁関係を重んじる家族関係について関心があつたため日本での研究に至る。日本語も堪能。

2008年からの研究で2025年の1月に『Fragile Kinships』を執筆、発行された。

この研究では、日本とアメリカの文化的な愛着の違い、家庭から分離された子どもたちが過去に起きたことをどのように考えているか等を里親、養子縁組家庭、児童相談所、精神科、SW、当事

キャサリン・ゴールドファーブ准教授による講義・対話

者団体等へ 2008 年から 2023 年まで 15 年間の調査を行った。

ゴールドファーブ准教授が一番書きにくかったと話すのは児童養護施設のこと。年齢が上がり、自立後のことを考え葛藤している子ども、職員の入れ替わりなどで入所している子どもたちも困惑している様子があり、職員がいなくなっこことで退所する子どももいたとのこと。

(2) 質疑応答

Q：日本とアメリカの施設退所後の違いは？

A：予後は一緒のような気がする。日本でも里親、施設の措置解除後の子どもたちについて調査したものがあり、施設よりも里親の方がメディカルケア・ヘルスケアにかかるない、経済的にも安定、保険に入ることも多かったことがわかっている。日本では施設職員など個人的な繋がりを肯定的に考えられていないことが多いのではないか。一人でも繋がりのある人がいれば肯定的というデータもある。

Q：アメリカと日本の施設の違いは？

A：小規模のグループホームはあるが、大舎制の施設は少なくなっている。非行児が入る施設くらい。行動上の問題がある児、非行性がある児が入所する施設となっている。

A：ハイニーズの子どものための施設があり、ベッド数は 177。日本の心理治療施設のような施設。性化行動、統合失調症、知的障害等を持つ子どもが入所しており、ほとんどの子どもが被虐待児。1つの施設のベッドの数を小規模にしていく方向。

Q：コロラド州では子どもにとって制限の少ない場所で保護を目指すということだが、その考え方で言うと日本の一時保護所は一番制限が多いところに感じる。それをどう思うか？

A：人権侵害になるだろう。アメリカでも昔は一時保護が長期化することがあった。

緊急一時保護をしてくれる里親があり、それが里

親宅を転々としてしまうという弊害となることもあるが、学校へは登校できるようにしている。

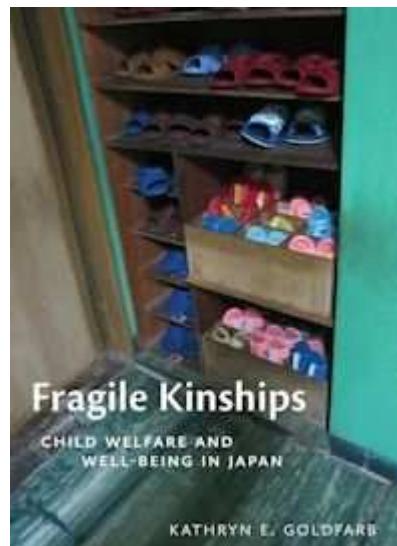


図4：キャサリン・ゴールドファーブ准教授が出版。日本の児童福祉を研究した著書“Fragile Kinships”

4. 所感

子どもが両親の元で暮らすことが難しい場合でも、子どもが繋がりを感じられるところで生活することを優先し、支援していく姿勢に心動かされた。また、研究が同時に行われていることで根拠を示すことができ、キンシップに措置された子どもたちの予後が良いという結果が出ていることも驚かされた。この経験を活かし、子どもたちが安心して生活できるよう、常に最善を尽くそうとすることが大切であることを意識しながら職務を全うしたい。

(千葉県市川児童相談所 船橋支所 並木 強)



図5：講義終わりに記念撮影

ジェファーソン郡ヒューマンサービス局こども、若者、家族と成人保護課
Jefferson County Department of Human Service: Children, Youth, Families and Adult Protection

訪問日時：2025年2月12日PM

住 所：900 Jefferson County Parkway, Golden, CO

現地担当者：(敬称略)

Mary Berg、Rachel Zenzinger、Barb Weinstein

Natalie Mall、Alysse Nemecek、Erin Dowler

Roxanne Sabin、Crystal Arnett

Kati Makelky、Adam Rodriguez、Nate Bustamante

1. ジェファーソン郡概要

郡庁所在地：ゴールデン

人口：576,366人

このうち5歳以下は4.5%、18歳以下は18.0%

地理・産業：南北にロッキー山脈が貫いている。天候は365日のうち250日が晴れという気候に恵まれた土地である。アメリカで有数のビール会社クアーズの本社があり、主要産業として栄えている。



図1 ジェファーソン郡ヒューマンサービス局

2. 観察内容

(1) こども、若者、家族と成人保護課の概要

この課は、児童及び成人保護、措置、児童虐待予防、養子縁組、家族再統合等を担当する部署である。ヒューマンサービス局の中では最大規模の課で、職員は総勢240名、うち児童福祉ケースワーカー（以下CWと表記）は110名である。

この10年、課は一丸となって児童福祉の変革に取り組んできた。まずは組織内の意識改革を行い、全職員が児童虐待予防の重要性を認識し、キンシップ（子どもを親族や見知った人に育ててもらうこと）を推進した。変革するにあたって最も重視したのは“こどもと家族にどんなよい結果をもたらすか”という点である。

課の業務を統計で見ると、年間10,000件児童虐待に関する通告が入る。スクリーニングをし、コロラド州法で定められた児童虐待・ネグレクトの定義に当てはまらない8割はスクリーンアウトする。2000件がスクリーンインされ、アセスメントが実施される。アセスメント後、500ケースがオープンケース（受理）となる。

家庭外措置については、キンシップケアが全体の62%を占め、残り30%はフォスターケア（里親養育）を利用している。施設措置はごく少数である。課の年間予算は約3600万ドル。柔軟に予算を使えることがこどもと家族の福祉につながると何度もアドボケイトし、今では柔軟に予算を使えるようになっている。



図2 郡庁舎入口すぐ。多言語で「ようこそ」と書かれている。

(2) コンセンサスベースドな組織作り

ジェファーソン郡では、コンセンサスベースド（同意に基づいた）な組織作りに取り組んでいる。1年以上働く職員は組織内の実践と文化作りに関与する委員会に入ることが義務付けられている。郡でなされる実践のうち85%は委員会が決定し、

ジェファーソン郡ヒューマンサービス局こども、若者、家族と成人保護課

Jefferson County Department of Human Service: Children, Youth, Families and Adult Protection

残り 15%は管理部門が決定する。郡組織自体が職員の意見を尊重し、それを郡内の文化や実践に反映させるシステムをとっている。

(3) Lived Experience

上述した郡内委員会の中に組織の運営方針を決める Steering 委員会がある。その中で Lived Experience（当事者の実体験）が足りないという意見が出た。そこで、児童福祉の Lived Experience の雇用が決定した。Nate Bustamante 氏は社会的養護の経験者であり、親としてはこどもを保護された経験がある。彼はファミリーアドバイザーとしてパートタイムで雇用され、新人 CW と同等の給与を得ている。児童福祉にかかわられる中での実体験をもとに、ケースの家族やこどもにより良い実践を届けるのが彼の役割である。そのほか、課がプログラムや政策を立案する際にも Lived Experience を持つ立場から参画する。彼が寄与した例をあげると、こどもと家族向けプログラムを立案する時、父親の参加を促すために彼の意見が非常に役立ったということである。

ファミリーアドバイザーとして児童福祉と協働することについて Nate 氏は、「学位や職歴でなく、自分の経験に価値を見出してくれたことに感謝している」「初めての取り組みなので、様々な葛藤があったが、常に皆でオープンマインドでいることを心掛けた」と語る。

郡の取り組みに Lived Experience を反映させる動きには、準備の段階から非営利団体 Foster America がかかわった。Foster America とは、

児童福祉の変革を目指し、政府機関、地域とともに、地域に根ざした児童虐待予防志向の方法を実現する団体である。このようにジェファーソン郡は、民間と連携し、“こどもと家族に良い結果をもたらす”ため、革新的な発想を実践するリーダーシップを発揮している。

(4) 予防チーム

予防チームの仕事は、強権的に児童福祉がかかわることになる前に、児童虐待予防のため、家族にアプローチすることである。上で述べたように、通告のうち 80%は虐待及びネグレクトではないとしてスクリーンアウトされる。予防チームは、スクリーンアウトされたほとんどのケースにかかわる。予防チームが提案する支援を受けるかは完全に家族の意思により、家族が必要ないといえばそれ以上かかわることはしない。スクリーンインしていないため、アセスメント調査はなされない。数字で見ると、接触したケースのうち約 70%が予防チームの支援を受け入れる。また、予防チームの支援が入ると再度児童福祉ケースとなる率が 24%低いというデータがある。

予防チームは 2 チームあり、それぞれ 5 人のケースワーカーから成る。予防チームの職員は、社会資源に関するエキスパートであり、全員児童福祉 CW としての経験があるため予防の時点から家族の参加を促すことに長けている。家族に初めてかかわる時は、「あなたのことを心配している人がいます」という点を明確にした上でかかわりを開始する。まずは電話、メール、手紙や家族が必要と

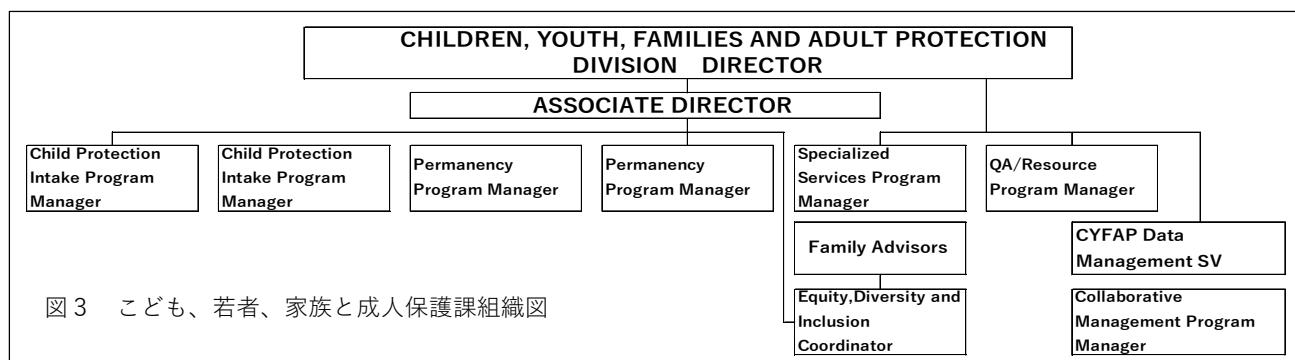


図3 こども、若者、家族と成人保護課組織図

ジェファーソン郡ヒューマンサービス局こども、若者、家族と成人保護課

Jefferson County Department of Human Service: Children, Youth, Families and Adult Protection

していそうなサービスについてのパンフレットを投函する。アポイントメントなしで訪問はしない。社会資源につなげることを目標とし、地域に繋ぐことができれば予防チームのかかわりは終結する。例えば母が夜働くためにこどもが夜間放置されている場合、子どもの年齢にもよるが、コミュニティでこの家族をサポートしてくれる人を探すとのことだ。

予防チームにとって地域に対して研修を行うことも仕事の一つである。学校、地域、警察等に『児童福祉とは?』『貧困とネグレクトの違い』というテーマで研修をする。虐待の定義を伝え、実際にあった通告や相談を素材にして研修する。例えば、車中泊は貧困によるもので、虐待ではなく、汚い服で登校するというネグレクトとは異なることを説明する。過去には車中泊やライフラインが止まったケースを児童福祉で扱っていたが、貧困とネグレクトは分けて考えるべきと CW の意識改革をし、今は極力社会資源につなげることで保護はしない方針をとっている。

社会資源を開発することも重要な仕事である。地域すでにサービスを提供している機関と地域が抱える課題についてよく話し合い、そこから必要な社会資源を検討していく。社会資源の例は下記のとおり。

- ・フェイスベースド：宗教施設からの物品提供
- ・ホームベースセラピー：訪問型治療サービス
- ・性加害者・被害者への治療
- ・メンタル・カウンセリング

(5) キンシップナビゲーション

ジェファーソン郡は、こどもと親を引き離すのであれば、キンシップに育ててもらう方が予後がよいというエビデンスをもとにキンシップケアに力を入れている。ジェファーソン郡で虐待及びネグレクトを理由に家庭外措置されている児童は約300人で、そのうち170人がキンシップケア、

83人がフォスターケアを受けている。10年前はこの比率が逆であったが、キンシップメインに変革してきた。

このチームの主要な役割は、子どもの措置先としてキンシップを探すこと、キンシップファミリーをサポートすることである。措置環境のアセスメントも重要な仕事で、毎月キンシップファミリーを訪問し、毎週キンシップファミリーと話をする（電話、メールを含む）。キンシップ担当には3人のCWが配置されている。

キンシップファミリーに対してはキンシップCWがつき、子どもにはパーマネンシーCWがつく。キンシップCWは、キンシップケア中に起こる問題や課題に対応し、パーマネンシーCWは子どもと実親の再統合に専念する。一つのキンシップファミリーに対して複数のCWがつくことで、役割分担をしてケースワークを進めることができる。

(6) ファミリータイム

家庭外措置中の親子の面会交流を指す。現在、ファミリータイムは外部委託され、地域の施設やキンシップ家庭等、より子どもにとって自然な場所での面会が可能となった。もともと郡庁舎内の一室でファミリータイムを実施していたが、その時はファミリータイムが親の養育力をアセスメントする時間になってしまっていた。長年をかけてCWの意識を改革し、ファミリータイムとは親子の権利であり、親子がもっと参加したいと思える時間にしようとの考えに切り替えていった。

方法としては、①キンホームで実親とキンと一緒にファミリータイムを持つ、②外部委託業者のSVがファミリータイムに同席するやり方があり、①にするか②にするかはケースの状況に応じてCWとSVが決める。①で、実親がもっと長く子どもといたいと帰らない場合はどうするのかとの質問が出たが、キンが祖母である場合等、予定より長くいることが許されることはあるとのことだ。

ジェファーソン郡ヒューマンサービス局こども、若者、家族と成人保護課

Jefferson County Department of Human Service: Children, Youth, Families and Adult Protection

それは親子再統合にとって良いこととしてとらえられている。ファミリータイムは週2-3日設定され、できる限り多く親と子どもを会わせることが推奨されている。こども連れ去りの危険性がある場合は、構造化されたファミリータイムから始め、安全性を確保しながら徐々に段階を進めていく。

郡庁舎内には乳幼児との面会に使える Baby Den という部屋があり、電子レンジ、おむつ替え台がある。4家族が一度に入れるスペースがあり、仕切りがないため、面会交流中の親子同士がネットワークを築ける作りになっている。

(7) コラボレーティブフォスターケア・プログラム

3郡でコラボレートする広域里親制度。一郡だけでは十分な数のフォスターケアプロバイダーを確保できなかっただけ、近隣のアラパホ郡、ダグラス郡とジェファーソン郡の3郡共同で一つのフォスターケア事務所を構え、フォスターペアレンツの人材確保、維持、トレーニングを行っている。3郡がコラボレートしたこと、州内で最も大規模なフォスターケアを抱えることとなった。

3. 所感

ジェファーソン郡庁舎に入るとすぐ、多言語で書かれた「ようこそ」の挨拶に出迎えられる（図2）。異国の地で自分が慣れ親しんだ文化に出会うとほっとするものだが、ジェファーソン郡では建物に入った瞬間から歓迎され、多様性に配慮した雰囲気を感じることができた。

ジェファーソン郡の職員は、エビデンスで示された児童福祉の弊害を真摯に受け止め、自らをよりよいものへ改革しようという姿勢が顕著であった。視察は、職員が「特別養子縁組で児童福祉と協働した経験があります」と述べる自己紹介から始

まり、児童福祉は一部の人のものではなく、あなたにも私にもかかわりがあるものですとのメッセージが伝わってきた。このオープンさが、児童福祉に対する偏見や差別を内側からなくすことに繋がると感じた。『あなたも私も児童福祉の当事者でありうる』という意識を持つことの大切さを学ぶことができた。児童福祉や児童相談所に対してネガティブな印象を持っている人はいまだ社会に少なくない。今後、筆者が児童福祉を実践していく中で、ジェファーソン郡で体感した児童福祉へのオープンさを社会に醸成していきたいと思う。さらに、ジェファーソン郡が、児童福祉の Lived Experience を活かし、児童福祉のシステムや施策が、行政側からの一方的なものにならないよう工夫していることに驚嘆した。行政システムを血の通ったものにしようと奮闘し、かつそこに貢献している Nate 氏の姿に感動を覚えた。行政側からだけでは思いつかない発想であり、民間団体との協働が奏功していると感じた。さらに、ジェファーソン郡の職員が、自分たちの組織がコンセンサスベースドな組織であることに誇りを持っているのが印象的であった。その姿を見て、筆者自身、組織の在り方について考える機会となった。職員自身がコンセンサスベースドな組織にいることが、出会うこどもや家族のコンセンサスを得ようとの態度に繋がる、その意識をもって、職員自身が尊重される組織作りに貢献していきたいと思うようになった。

今回ジェファーソン郡の視察で得られた知見を活かし、日本の児童福祉が、こどもと家族にとってより良いものとなるよう、こどもと家族を中心とした支援を展開していきたい。

（明石こどもセンター 磯田 知美）

裁判所の手続き、手続きに関わる人々と役割

Focus on the Courts(Legal structure, roles, responsibilities)

訪問日時：2025年2月13日AM

住所：13123 E 16th Ave, Aurora, CO

現地担当者：Melanie Jordan, JD (親側の弁護士)

Nate Bustamante (ペアレント・アドボケイト)

Cara Nord (子どもの側の弁護士)

Elizabeth Arrieta (元フォスター・ユース)

12歳以上の子どもには CFY (Counsel for Youth) という、本人の意向を主張する弁護士がつく。必要に応じて CASA (Court Appointed Special Advocate) というボランティアの支援者がついて、子どもの主張を表現することをサポートする。彼らは子どものニーズや環境を確認し、裁判所に報告する役割を担う。

1. 概要

子どもが家庭外措置に措置された後の裁判所における手続き (Dependency and Neglect Case, DNN case と呼ばれる) と、この手続きに関わる人とその役割についての講義を受けた。

その後、実際に手続きを経験したユースから経験談とともに、経験に根差したいくつかの取り組みについての報告があった。



2. 観察内容

(1) 裁判に関係する人

裁判官 (Judge)。カウンティ側：ケースワーカー、カウンティの弁護士。親側：親、親の代理人弁護士、ペアレントアドボケイト。子ども側：子ども、子ども側の弁護士、アドボケイト。子どもが複数の場合は、それぞれに弁護士がつく場合もある。弁護士は裁判官も含めて最低4人、複数の親や子どもに弁護士がつけば、それ以上になることもある。

コロラド州では、すべての子どもに裁判に出席する権利があり、生まれたばかりの赤ちゃんから18歳までそれぞれの子どもに弁護士がつく。0~11歳の子どもには GAL (Guardian ad Litem) という「子どもの最善の利益」を主張する弁護士、

(2) 裁判手続きにおけるヒアリング（審問）

① Temporary Custody Hearing (Emergency Hearing)

緊急に子どもが保護された場合に、72時間を超えて分離するかどうか、どこに子どもを措置するのかを決める。また、子どもを家庭外に措置する必要がある場合は、面会の可否や場所、その他の子どものニーズについても裁判官が判断する。また、親や子どもに弁護士が正式に任命される。

この72時間の間に、ケースワーカーは大量の書類や証拠を準備し、裁判所に子どもの保護が必要であることを説明する。子どもを家庭から引き離さなくても、家庭内で接近禁止命令 (Emergency Protective Order) を出す場合もある。

② Adjudicatory Hearing

親が通告された虐待やネグレクトの内容を認めるか否かが判断される。親が否認した場合は、裁判官による裁判か、陪審員による陪審裁判を選べる。この段階での証明基準は preponderance of the evidence と呼ばれ、そ

裁判所の手続き、手続きに関わる人々と役割

Focus on the Courts(Legal structure, roles, responsibilities)

の事実があった可能性が 51%以上という比較的低い基準である。親が虐待を認める、あるいは裁判所が事実と判断すれば、次は Dispositional Hearing へ進む。

③ Dispositional Hearing

ここでは、家族の再統合に向けた、トリートメント・プラン（治療計画）を決定する。トリートメントプランには、親の行動目標（例：薬物を断つ）や、それを達成するための具体的なステップ（例：尿検査や治療プログラムの完了）が記載される。この計画は原則として行政（福祉局）と家族が協力して作成するが、どちらかが同意しない場合は一部、または全部を争うことができる。

④ Review Hearing

トリートメントプランが実行されているかを定期的な確認が約 90 日ごとに行われる。

⑤ Permanency Hearing

子どもが保護されてから 6 か月以内に家庭復帰ができなかった場合に開かれ、パーマネンシー目標が設定される。子どもの長期的な生活方針について話し合われる。きょうだいがいる場合、それぞれに異なるパーマネンシー・ゴールが設定されることもある。

トリートメントプランがうまくいかず、子どもが家庭に戻れない場合、いくつかの選択肢がある。ひとつは APR (Allocation of Parental Responsibilities : 親権の配分) 子どもが親と暮らすことが難しい場合に、親族や他の養育者に養育を任せる方法としても用いられる。この方法では、親の親権を完全に喪失するわけではなく、後に裁判所に申し立てて再調整することも可能。

次に、より重大な選択肢が Termination of Parental Rights (TPR)、親権の法的終了となる。TPR ヒアリングでは、次の 4 つの要件を「明白かつ説得力ある証拠 (clear and

convincing evidence)」で証明する必要がある。

- ・トリートメントプランが実施されなかった、または効果がなかったこと
- ・親が養育者として適格ではない (unfit) とされ、近い将来回復の見込みがないこと
- ・APR など他の手段では不十分で、TPR が唯一の道であること
- ・TPR が子どもの最善の利益にかなっていること

この「明白かつ説得力ある」証拠の基準は、前述した preponderance of the evidence よりも厳しいが、刑事裁判で使われる「合理的疑いを超えて (95~100%)」よりはやや緩い。だいたい 75%くらいの証明度が必要とされている。

TPR が決定した場合、親には控訴の権利がある。ただし、認められるのは全体の 6%程度とかなり低い。

⑥ TPR の後、子どもは養子縁組の対象となり、裁判所のケースは、正式に養子縁組が成立するまで継続される。

アメリカの養子縁組手続きでは成立前に、実親との親権喪失がなされる必要があるため、「Legal Orphan (法的孤児)」が問題となる。これは、TPR 後も養子縁組が成立せず、法的な保護者がいない状態の子どものことを指す。このようなケースへの対応として、コロラド州では約 16 年前に「親権の再付与 (Reinstatement of Parental Rights)」の制度が導入された。

Nate が語るには「私のケースはその制度が導入される前のものでした。私は 12 歳のときに親権が終了しましたが、他人と養子縁組を結ぶことを拒否したため、15 歳で母のもとに戻りました。その時点で親権再付与制度がなかったため、母が私を再び養子縁組する形で法的な親子関係に戻り

裁判所の手続き、手続きに関わる人々と役割

Focus on the Courts(Legal structure, roles, responsibilities)

ました。」

親権の再付与は非常に稀なケースで、法的なハードルも高い。ちなみに、コロラド州では約13%の養子縁組が養子縁組後の Disruption（不調）に至っているというデータがある。

(3) Elizabethさんの語り

OCR (Office of the Child's Representative) の事務所と、私たち LEAP (Lived Experts Action Panel) と共同で、「ツールキット (Youth Toolkit for Dependency and Neglect)」を作成した。このツールキットは、DNN ケースとは何か、子どもたちが持つ権利、そのケースに関わる人たちの役割などが、若者たちにも理解できる形で説明されている。弁護士が何をしてくれるのか、どこに行くことになるのか、重要な日付はいつなのかなどについても説明されている。ツールキットにはカレンダーも付いていて、子どもたちが家族との面会、治療の予定、裁判の予定などを書き込めるようになっている。

また、2024年、OCR と Leap はコロラド州で「フォスター・ユースの権利章典 (Foster Youth Bill of Rights)」を作成した。この章典の法制化には、若者たち自身が内容の作成に関わり、法案の審議でも証言した。この法律では、OCR がフォスターケアにいる子どもたちの権利を明示する「通知 (Notice of Rights)」を作成する義務が定められた。

章典には9つのカテゴリーに分けられた権利があり、法律では、裁判所がこれらの権利を制限したり否定したりするためには、「明確かつ説得力のある証拠 (clear and convincing evidence)」に基づいて「特別な事情 (extraordinary circumstances)」が存在し、かつ「子どもの安全確保のために必要である」と認められた場合に限るとしている。

(4) Elizabethさんとの Discussion

Q : GAL や CFY との信頼関係を築くのに、何か困難はありましたか？

A : いいえ、信頼関係を築くのに困ったことはありませんでした。私は2016年に GAL と出会って、2024年までその方と関わっていました。とても信頼していて、彼女は私の結婚式にも来てくれました。証人も務めてくれたんです。

Q : GAL と CFY は同じ方だったんですか？

A : はい、同じ方でした。ずっと一緒にいてくれて、本当に感謝しています。

Q : ケースが始まったとき、母親と関わることがありましたか？

A : 私のケースは12歳のときに始まりました。そのときは父と一緒に暮らしていて、母の存在はまったく知らなかったんです。でも裁判で突然母が現れて、「なぜここにいるの？」とすごく驚きました。その疑問も GAL に聞いて教えてもらいました。おかげで裁判の流れも早く理解できました。

Q : ケースワーカーとの関係はどうでしたか？

A : ケースワーカーは頻繁に変わりました。私は少なくとも8人は担当が変わったので、正直なところ、強い信頼関係は築けませんでした。でも GAL や CASA はずっと同じだったので、そちらとの関係は非常に深かったです。

Q : GAL や CASA、ケースワーカーなどの役割の違いはどのように感じましたか？

A : 私にとって最も重要なのは GAL と Casa でした。彼らは頻繁に私に会いに来てくれて、特に GAL は法廷で私の「最善の利益」を代弁してくれる存在でした。ケースワーカーとは違い、私の気持ちや立場をちゃんと伝えてくれる人たちだったと思います。

Q : GAL に必要なこと求めることはありますか？

A : コロラド州では、GAL は少なくとも月に1回は子どもに会うことが求められています。必ずし

裁判所の手続き、手続きに関わる人々と役割

Focus on the Courts(Legal structure, roles, responsibilities)

も対面でなくても良いので、月1回、もしくは2回、メールや電話などで「元気?何かあった?」と連絡してくれるだけでも、安心感につながります。子どもたちは自分から言い出すのが怖いときもあるから、大人の側から声をかけてほしいです。

Q: 今の日本では、子どもたちに弁護士やアドボケイトがつかない状況が多く、ケースワーカーが頻繁に変わることもあります。そういう現状を聞いて、何か思うことはありますか?

A: はい。自分の人生、自分の経験を経て、何が自分にとって最善なのかを一番よく知っているのは自分です。日本の制度では、子どもたちが弁護士を持てないと聞きましたが、私はそれは間違っていると思います。なぜなら、これは子どもの人生に関わる問題であって、親やケースワーカーの人生ではないからです。

Q: 少しずつ制度を作ろうとしていますが、全国的にはまだまだです。子どもたちが自分のケースについて「こうありたい」と意思を伝えられる仕組みが必要ですよね。

A: そうです。日本にも、まずは子どもたち自身が「自分の意見を言える場」や「自分のケースに関わる仕組み」が必要だと思います。それが整ってから、制度の中で声をあげるような活動もできるようになると思います。

3. 所感

家庭外措置（日本で言うところの社会的養護への措置）になった場合の裁判所の関与は日本とは全く異なる。日本では、大部分のケースで裁判所は関わらないし、裁判所でなくとも外部の機関が児童相談所のこどもや家族に対する意思決定ケースをチェックする仕組みはない。そのため、措置された後は、児童相談所のみでその後が決ってしまう。また、日本では、パーマネンシーゴールという発想が浸透しておらず成人年齢で自立を迎えるまで措置が続く場合も未だ多い。また、ケー

スワークが滞ることも少なくない。

米国では、裁判所による手続きが時間枠に沿って行われるので、家庭外措置した後、親も福祉当局も何もしないでは済まされない。そして、子どもも GAL や SFY も、親も親の代理人もパーマネンシーを意識しており、迅速に保障するための時間的制限が明確である。日本のゴールもなく漫然とした措置を続けているのとは大違いである。

一方、親権の法的終了決定までの時間は短すぎるようにも思われ、その結果、Nate のような養子縁組を希望しない子どもや多数の Legal Orphan の存在という問題も一方で発生している。

もう一つ、注目すべきことは、当事者である子どもの参画である。0歳の子どもも含めて子どもは裁判の手続きに参画できることが法律で決められている。そして、そのことを可能にするために、すべての子どもに弁護士やアドボケイトが付いている。そして、子どもが自分の人生の重大な決定に参画するための、手厚い保障は、今後日本においても目指す姿と思われる。

最後に、本項目は視察での講義に基づいた記録であり、複雑な手続きをすべて網羅したものではない。詳細については連邦法や関連書籍を参考にしていただきたい。

(西日本こども研修センターあかし 藤林 武史)

参考

- Lived Experts Action Panel (LEAP)
<https://coloradochildrep.org/about/leap/>
 - Youth Toolkit for Dependency and Neglect
<https://coloradochildrep.org/download/toolkit-for-children-youth-%20with-dependency-and-neglect-dn-%20cases/?wpdmdl=17257&refresh=673e2272ba6b41732125298>
 - Foster Youth Bill of Rights
<https://coloradochildrep.org/youth/foster-youth-rights/>
- なお、本報告書の 71~77 ページに、一部分を抜粋して掲載しています。

ペアレントアドボケイトの取り組み

Parent Advocate

訪問日時：2025年2月13日PM①

住所：13123 E 16th Ave, Aurora, CO

現地担当者：Melanie Jordan, JD

(敬称略) Nate Bustamante

1. 概要

Parent Advocate とは、虐待等により、Child Protective Services（以下 CPS）（※日本でいう児童相談所のようなもの）が介入した際などに、親が適切に権利を行使できるようサポートし、親の短期的な行動が不利にならないよう助言等を行います。そして、「子どもは可能な限り親と共にいるべき」という信念のもと、家族の支援を行っています。

ネイト氏は、自身の経験から、親自身が自分の権利を理解し、適切に行使することが、子どもを守る鍵だと考え、Parent Advocate として活動を行っています。

2. 観察内容

Parent Advocate としての取り組み



語り手：Nate Bustamante 氏（右）

(1) ネイト氏へのインタビュー

Q：ネイト氏はなぜこの活動を始めたのですか？

A：私は子どもの頃、母親から引き離され、最終的に母は親権を失いました。その後、私は里親宅を転々としました。そして、最終的には、実母に養子縁組をされるという、バカバカしい経験をし

ました。その頃から、「自分と同じような状況にいる子どもたちを助けたい」と思うようになりました。「自分の孤独だった経験」を他の子どもたちにはさせたくなかったのです。

そして、自身が親になり、子どもたちが保護され、家族が離れ離れになる中で、親としてどのように子どもを守るべきかを深く考えるようになりました。その中で気付いたことが、「親を支援することが、最終的に子どものためになる」ということでした。

Parent Advocate としての活動の中で、私が特に気に入っているのは、弁護士と連携して機密性を確保しながら支援できる点です。親が安心して本音を話せる環境を提供することで、より効果的な支援が可能になります。また、行政機関やケースワーカー、裁判官など、システムの中にいる人々に対して、「親や子どもの視点を伝える役割」も担っています。多くの場合、システム側の人々は、親や子どもが実際にどのような状況に置かれているのかを十分に理解していません。私の役割は、それを橋渡しし、適切なコミュニケーションを生むことがあります。

親が持つ権利行使することで、時にケースが不利になることもあります。例えば、「沈黙する権利」がありますが、ケースワーカーとの対話を完全に拒否すると、親の状況が適切に伝わらず、結果的に子どもにとって不利になる場合があります。逆に、親が自分の権利を知らずに、焦って何でも話してしまうことも問題です。その情報が記録され、後々不利に働くことがあります。そのため、私は親に対して、短期的な視点ではなく、長期的な目線で物事を考えるよう促しています。要するに、「最終的に子どもを家に戻すために何が必要なのか？」という視点を持ってもらうことが重要なのです。

弁護士が親の支援を行う際に、州の予算がどのように使われているのかについても触れておきま

ペアレントアドボケイトの取り組み

Parent Adovocate

す。長年、連邦政府はケースワーカーの法的支援には資金を提供していましたが、親や子どもの支援には充てられていませんでした。しかし、5年前に制度が改正され、親の法的支援にも資金が提供されるようになりました。コロラド州では、この資金を活用し、「Parent Adovocate プログラム」を設立し、現在は、約 20 人の Parent Adovocate が活動しています。

最後に、私が関わった事例を紹介します。ある父親は、刑務所を出たばかりで、住む場所もなく、薬物依存の問題を抱えていました。私は彼と電話で話し、スカラーシップを利用して、薬物依存の治療施設への入所を勧めました。彼には、同じ経験をしたピアの視点で、「ここには、本気で更生を目指す人もいれば、刑務所に戻りたがる人もいる。自分の未来を決めるのは君自身だ」と伝えました。彼は 2 カ月間のプログラムを受けた後、仕事を見つけ、住まいを確保しました。そして 6 ヶ月後、子どもと再会し、最終的にケースが終了しました。その 1 年後に、あるイベントで彼が子どもと一緒に訪れ、「あなたの言葉がなければ、私はここにいなかった」と感謝を伝えてくれました。

(2) ネイト氏が大切にしていること

子どもを家庭から引き離すことは、慎重に行わなければなりません。重度の虐待や深刻な危険がない限り、子どもは親と共にいることが最善です。行政機関が介入する際には、その影響を十分に考慮し、子どもと家族の関係を断ち切るのではなく、具体的な支援を提供することが重要なことです。

親の権利を守ることは、子どもの未来を守ることにつながります。今後もこの活動を通じて、多くの家族を支えていきたいと考えています。

(3) 参加者からの質問

Q：日本では、Parent Adovocate のような制度はないが、児童相談所の CW が親と面接する際、ど

のような心構えを持つべきでしょうか？また、日本ではケースワーカーが単独で判断を下す状況が多い中で、親の立場や支援者の視点を踏まえたより良い対応のあり方について、どのように考えればよいでしょうか？

A：私の考えとしては、子どもの視点から見ることが大切だと思います。重度の身体的虐待や性的虐待といった重篤なケースを除けば、家庭外措置は極力避けるべきです。子どもが家庭から引き離されるということは、犯罪者に誘拐されるのと同じような衝撃を受けるものです。子どもは自分の文化やアイデンティティ、食事の習慣、入浴のタイミング、通う学校など、あらゆるものを見失います。多くの子どもは、たとえ家庭が安全でなく、ネグレクトの可能性があったとしても、家にいたいと願っています。家庭から引き離された瞬間、政府による保護であっても、犯罪者による誘拐と同じような影響を受けるのです。誰を信じればいいのか、どう愛すればいいのか、健全な人間関係とは何か——そうしたことがわからなくなり、一生その影響を受け続ける子どももいます。そういう影響を与えるということをもっと知っておいてほしいと考えています。

3. 所感

「親を支援することが、最終的には子どものためになる」。一見すると当然のように思えるこの言葉だが、ネイトさんの口から語られた瞬間、その重みが心に深く響いた。さらに印象的だったのは、「たとえ政府による保護であっても、子どもにとっては犯罪者による誘拐と同様の影響を及ぼす可能性があり、その影響は生涯にわたって続く」という指摘である。児童相談所が日常的に行っている「保護」という名の行為が、果たして本当に子どもと家庭にとって最善なのか、今一度、立ち止まって考えるべきなのかもしれない。

（西日本こども研修センターあかし 芦田 拓司）

Reimagining Colorado Child Welfare Steering Committee の取り組み

訪問日時：2025年2月13日PM②
住所：13123 E 16th Ave, Aurora, CO
現地担当者：Nate Bustamante
(敬称略) Ndeye Ndao
Joe Homlar
Heather Hanson, M.A., MLIS

1. 概要

Reimagining Colorado Child Welfare Steering Committee は、児童福祉制度の改善を目指し、子どもと家族が安心して支援を受けられる環境を整えることに取り組んでいます。コロラド州では家庭外措置が減少しているものの、「家族の安全確保」ではなく、「子どもの保護」に支援が偏っているため、制度の利用を避ける傾向があることから、より適切な支援が求められています。

親子の分離を減らし、Lived Expert（当事者）の声を反映した制度を再構築することが重要であり、そのために政策提言や情報提供、職員研修の強化を進めている。今後も、地域や他の州にも取り組みを広げながら、より良い児童福祉制度の実現を目指しています。

2. 観察内容

Reimagining Colorado Child Welfare Steering Committee



Nate Bustamante 氏(左) Ndeye Ndao 氏(中左)
Joe Homlar 氏(中右) Heather Hanson, M.A., MLIS 氏(右)

(1)はじめに

私たちは児童福祉制度に関わる仕事をしています。この仕事に携わる理由は皆同じで、こどもやその家族の生活を改善し、より良い社会を築くことをを目指しているからです。しかし、現在の児童福祉システムが十分に機能していない、あるいは人々を傷つけてしまっている現実もあります。この事実に耳を傾け、より良い変化を生み出すための行動が求められています。



※CO4Kids 公式HPより

(2)コロラド州における児童福祉制度の現状と課題

現在、コロラド州では3,500件の里親ケアへの措置と200件の施設措置があります。15年前と比較すると、家庭外措置の数は半減し、施設措置は20~30分の1にまで減少しました。これは、家族の分離を減らすための努力の成果といえます。

しかし、依然として児童福祉制度が人々にとって望ましくない存在となっており、利用を避ける傾向が強いです。

本来、児童福祉制度は支援を必要とする全ての家族が利用できるべきですが、多くの人々がこの制度に関わることを避けようとしています。親たちは、たとえ問題があったとしても、こどもと離れたくないと考えています。そのため、現在の制度のあり方を根本から見直し、より適切な支援が提供できるように改善する必要があります。

(3)福祉制度の改革に向けて

私たちの目標は、家族の分離を減らし、より安

Reimagining Colorado Child Welfare Steering Committee の取り組み

心して利用できる福祉制度を構築することです。そのためには、Lived Expert（当事者）の声を反映させたシステムの再設計が不可欠です。現在、以下の3つの目標を掲げ、改革を進めています。

①Lived Expert（当事者）の声を尊重し、支援システムを改善する

- ・児童福祉制度の利用経験がある人々の声を集め、政策立案者に提言する。
- ・里親や施設措置の必要性を減らすための代替策を検討する。

②親子が安心して利用できる制度を構築する

- ・家族が児童福祉サービスを恐れずに利用できる環境を整える。
- ・家庭の安全を確保するための支援を充実させる。

③支援を求めることが当たり前の社会を作る

- ・児童福祉制度の透明性を高め、誰もが必要なサポートを受けられるようにする。
- ・制度の利用者に関するデータベースを作成し、適切な支援につなげる。

(4) 今後の取り組み

①ファミリー・ボイス・カウンシルの設立支援

- ・コロラド州の各郡において、Lived Expert（当事者）の声を政策に反映させる仕組みを作る。
- ・他の州にもこの取り組みを広げ、支援の輪を拡大する。

②情報共有の促進

- ・児童福祉制度に関するウェブサイトを整備し、必要な情報を提供する。
- ・相談窓口を明確にし、支援を求めるハードルを下げる。

③研修と意識改革

- ・児童福祉に携わる職員への研修を充実させ、当事者の声を重視する姿勢を養う。
- ・家族支援に関する専門家の育成を強化する。

(5) 最後に

児童福祉制度の改革には、多くの課題が伴います。しかし、Lived Expert（当事者）の声に耳を傾け、実際に必要とされる支援を提供することで、より良いシステムを構築することができます。今後も、多くの関係者と協力しながら、こどもと家族にとって最適な支援ができる社会を目指していきたいと思います。

2024 Work Plan Goals and Action Items

Goal 1

Lived Expertise built into public and other systems such as public health, education, early childhood, human services, courts, etc. to inform policy and practice changes and innovation.

Action Items:

- Additional Lived Family voice projects supported.
- Lived Experience Inventory Add Reimagining Lived Experts Site to the website.
- FYC Orientation and Generalization Program and Leadership Development Opportunities Training for human services staff.

Goal 2

Every Colorado resident has access to a "Warm Line", "2-1-1" info & referral resource when concerned for their own family or another family for consultation, resource connection, in person navigation and support when needed rather than referring to the child abuse and neglect hotline immediately.

Action Items:

- Introductory statement - providing every family "call to prevent direct calls".
- Studies design and launch a pilot "2-1-1 Warm Line" that will eventually be scaled statewide.

3. 所感

「守る」はずの制度が、「怖れられる」存在になっているというこの矛盾に正面から向き合う Reimagining Colorado Child Welfare Steering Committee の姿勢に心を動かされた。支援とは本来、信頼と安心の中で機能すべきものであり、親子を引き離すことが前提であってはならない。Lived Expert（当事者）の声を中心とした制度設計は、まさに“支援の再定義”だと感じた。福祉が人を遠ざけるのではなく、寄り添うものへと変わっていくための一歩として、日本でできることを考え続けていきたい。

（西日本こども研修センターあかし 芦田 拓司）

視察研修を通じての学び 今後の展望と課題

～それぞれの現場に戻って取り組むこと～

みなさまへの感謝

ほんやりと、時にはっきりといつか行きたいと思っていたアメリカ。そしてケンプセンター。この憧憬の地を、西日本こども研修センターあかし（以下、あかし）初の「海外視察研修」という歴史の一歩として訪れるることができました。大げさでなく、自分の人生の転機となる旅となりました。

まずこの素晴らしいチャンスをご提供くださった、日本財団の高橋さん、長谷川さん。企画段階から現地の同行まで、あかしの想いがこもった企画を温かく見守っていただき、本当にありがとうございました。

そして、この旅を単なる「感動だけのウルルン」にしないようにと、何度もその言葉を口にし、現地のあらゆる調整から通訳、さらには事前学習の講師まで務めてくださった畠山さん。畠山さんとリサさんの長年にわたる深い絆と信頼があってこそ、この研修が本当に実り多き学びになりました。コロラドで毎晩、畠山さんとあかしスタッフでヘトヘトになりながらの反省会も、素敵な思い出です。

今回の一番の感動は、現地で出会った人々の温かさです。まず事前の段取りから視察中の私たちの食事やバスの時間など、目の届かないところまで細やかに配慮してくださったリサさん。ケンプセンターだけでなくワシントン州でスーパーバイザーとしても活躍されている彼女が、私たちを「同志」として温かく迎え入れ、快適な学びの環境を提供し続けてくれたことに、心から感謝します。

いつも笑顔で私たちを心から歓迎してくれたアンジェラさん。実はこれまで多くのハードな支援を続けてこられた彼女から、前向きに支援を続ける秘訣として教えてくれた、「相手を誠実に思う気持ちと、自分を常に回復させること」という言葉は、支援者支援に携わる者として、深く胸に刻まれました。

そして、歴史的な研究者であり実践者でもあるクルーグマン博士。80歳を超えるなおケンプセンターで活動され、「子ども虐待は人類がまだ何も解決していない課題。だからこそ我々は常に学び続けなければならない」と語られた言葉は、私の背筋を伸ばす、力強いメッセージでした。

コロラド州の支援者のみなさまが、シンプルに「こどもと家族がより良い生活をしていく」目標に向けて、様々な知識や経験を駆使して試行錯誤を重ねている姿。失敗を認め、そこから前に進んでいく支援者を包み込む文化。異国から来た私たちを温かく迎え入れてくださいり、数々実践を共有いただいたこと。日本の現場でこれ程の環境が整えられるのか、今後の支援者支援の在り方を考える契機となりました。

最後に JCWDG（日本チーム）のメンバー全員が、厳冬のコロラドで人々の温かさに包まれながら、各自の志が重なり連鎖し、今後の目標を発見できたことに、大きな喜びをもって感謝の意を表します。

今後の展望～「日本のケンプセンター」を目指して～

今回の海外研修は、今後の私自身のこれまでの取り組みを「リビジット」（再訪、学び直し）するための大きな一歩でした。混沌とした現場で支援者が疲弊していくばかりの日本にとって、ケンプセンターのように、明確にこどもと家族への支援目的を掲げ、多様な専門職が志を共にし、支援の質を高めるための試行錯誤を重ねていくための仕組みづくりが必要です。そしていつか、あかしが「日本のケンプセンター」として、多くの支援者がエンパワメントされる場となり、その向こう側にいるこどもや家族にとってのよりよい支援につながることを目指し、新たな決意とともに歩みを進めていきたいと思います。

（西日本こども研修センターあかし 三木 馨）

視察研修を通じての学び 今後の展望と課題

～それぞれの現場に戻って取り組むこと～

1. はじめに

札幌市児童相談所は、約 190 万の人口を抱える札幌市を所管していたが、この春に二か所目となる札幌市東部児童相談所が札幌市児童相談所と同じ場所に組織として設置され、今年秋には建物も完成し、正式に児童相談所の複数体制での運用が始まる予定である。このため、札幌市としては、二所体制への移行後の支援の質の維持及び向上が課題の一つとして挙げられる。本視察研修に参加することにより、世界の実践的な取組や、異なる文化の価値観等を直接的に学ぶとともに、参加自治体間での情報交換や今後に繋がるネットワークを持てる期待していた。

さらに、今年 11 月に開催される日本こども虐待防止学会ほっかいどう大会では、メインテーマに「子どもの権利」を掲げている。視察先の一つであるケンブセンターでは、ミッション達成の領域の一つにアドボカシー活動を掲げており、「子どもの権利」について、より広義の取組について理解を深めたいとの動機から、この研修に參加した。



2. 視察研修での学びや気づき

(1) 仕事への向き合い方

コロラドでは、それぞれの取組について、その理由や目的、手段が明確にされ、目に見える具体的客観的な指標に基づく評価が徹底されていた。虐待対応についても、継続的にリサーチ、検証が続けられている。その上で、上手くいかなかった部分については率直に失敗と認め、さらに失敗を改善のリソースとして活用する姿勢がある。組織として、「こどもは家族と一緒に居るべき」といった理念や哲学は共有しているが、その根拠は善悪や支援者の価値観だけではなく、パーマネンシーが保障されていない人の予後の悪さなどのエビデンスに裏打ちされている。各種の施策、取組に際し、リサーチによる効果測定を行い、より効果的な取組のための検討材料としており、それは個別のケース支援についても同様に、具体的なプランと客観的な評価項目の設定によって、効果的な支援への模索を続けている。

(2) 子どもの権利

こどもに限らず、「権利」は当然に守られるものであり、守るものであるとの意識が社会基盤の中に浸透していることが感じられた。そのための方法の一つとして、GAL や CFY といった公的なアドボケイトの制度が設けられている。GAL としてこどもに関わる弁護士が、子どもの成長とともに CFY になり、子どもが成人してもなお関わりが続き、結婚式の際立会人になったエピソードを伺ったが、これはこの制度が形だけでなく、しっかりと機能していることを如実に示している。

経験した人だけに分かることがあるとの考え方から、当事者を積極的に活用しており、これは現場に留まらず施策の方針の策定への参画も含まれる。アドボケイトについても、こどもだけでなく親が利用できる制度が設けられ、今何が起きているのか説明を受け、意見表明の支援を受けることができる。これらにより、保護者にもこどもにも、判断するための十分な情報やこれから見通しを知り、自らの将来に向けて主体的に関わることが保障されている。

視察研修を通じての学び 今後の展望と課題

～それぞれの現場に戻って取り組むこと～

3. 課題と今後の展望

(1) 課題

① リサーチ

いくつかあるが、視察研修を経て、リサーチの文化が十分に醸成されていないことを強く感じた。国レベルでも指針やガイドラインは有識者や学識経験者の意見が中心で、リサーチによるエビデンスが示されているものは、あっても稀のではないかと思われる。当所においても、リサーチを実施するためのノウハウはなく、マンパワーなどの資源も十分でなく、現場での取組の効果を把握しきれていないのが現状である。そのため、各種取組の効果を目に見える形で示すことが困難で、より効果的な支援の検討や、取組の拡大に向けた予算や人員などの確保、現場の職員の自信にも繋がりにくい。

② プランの具体化

在宅での支援の際、「見守り」など、どういうリスクに対して何を改善するためのプランなのかはっきりしない支援プランが散見される。この場合、目標設定も曖昧なため、再アセスメントの際に支援プランの評価が困難となる。プランの見直しの要否も判断できず、現状維持できていることを確認した上で「見守り」を継続することになる。支援プランだけでなく、来所面談や家庭訪問についても、何のために実施するのか、目的の設定を意識しないまま実施したり、できていてもその内容を家族や子どもと十分に共有していなかったりといったことが生じている。

③ アフターケア・リービングケアの充実

児童福祉法上の支援対象は、22歳の年度末までで、それ以降必要な場合には児童福祉法以外の支援に繋いでいたが、支援につながらない、あるいは中途で支援が途切れるケースが生じていた。令和7年度から、国において社会的養護の上限年齢が撤廃され、22歳以降も必要な場合社会的養護を利用することができるようになった。これを受け、本市においては社会的養護自立支援拠点を設置し、アフターケア、リービングケアの充実を図っているところだが、社旗的養護出身者のその後について十分な実態把握ができておらず、児童相談所として主体的に関わることができていない課題がある。

④ 当事者との協働

個別の支援の場面においても、また施策の策定のレベルにおいても、当事者に参画を求める意識や取組が不十分である。児童相談所の取り組みをより効果的で届きやすい支援に変革するために、職員側の意識の改革と、当事者の参画のための仕組みづくりが必要である。

(2) 取り組みの計画

① リサーチ

現場での実践の客観的な効果を示すことで、より効果的な支援や支援内容の見直しに繋がる。更に、支援者が自らの支援に自信をもって取り組めるようになることが期待される。具体的な解決に向けての計画には至っていないが、西日本こども研修センターあかしなどと、実現に向けた協議を進めたい。

② プランの具体化

どういったリスクをどう改善するためのプランなのか、さらにプランが機能しているかを確認するための客観的な指標を意識し、リスク及びプランを具体化し、目標を明確にする。これにより、プランの評価や見直しの要否が支援者にも家族にも分かりやすくなり、有効かつ適切な支援に繋がる。のために、職員の経験年数に応じた研修や実践報告などにより、職員一人一人の考え方の変容を図るとともに、S Vに向けた研修を行い日々のスーパーバイズの中での改善を進める。

視察研修を通じての学び 今後の展望と課題

～それぞれの現場に戻って取り組むこと～

既に進めているソリューション・フォーカスド・アプローチやサインズ・オブ・セーフティの導入を継続し、家族が主体となる具体的なプランニングを進めるとともに、在宅支援アセスメントシートや援助方針会議等の機会を活用し、組織としてもプランと目標設定の具体化を進める。

③ アフターケア・リビングケアの充実

社会的養護支援拠点を、引き続き社会的養護出身者の支援の主体として位置づけ、体制の強化を図っていく。一方で、支援の現状や課題を巨視的に把握し、より良い支援に向けた改善を社会的養護支援拠点とともに進めていくことを目的に、市の側の体制を強化するため、業務を担当する職員の配置に向けた調整を進める。

④ 当事者との協働

繰り返しになるが、個別の支援について、ソリューション・フォーカスド・アプローチやサインズ・セイフティ・アプローチの活用により支援の主体の当事者への移行を進める。また、施策レベルでは、社会的養護出身者、こどもと分離させられた経験のある親を含め、学識経験者やIFCA、アドボケイトなどを加えたラウンドテーブルを設置、活発な議論を重ね、それぞれの経験を施策に活かす取組を進めていきたい。

4. おわりに

参加前に想定していたよりも広い範囲かつ実践に即した学びの多い視察研修であった。個人的には、自身の視野や思考が当所での取組を前提とした、限定された狭いものであったことに気付くことができたことが大変有益であった。

施設入所から里親委託への移行とそれに伴う親権者不在の子どもの増加という弊害、その後親族里親を優先する方向に舵が切られ、更には家族再統合の促進と予防的サービスの充実、家族から分離される子どもの減少といった、アメリカ合衆国の児童虐待に対する取組の歴史とその根底に流れる哲学の変遷を学んだ。この過程では、最初からうまくいったわけではなく（現在うまくいっているという説明ではなく、研修の初めの挨拶では、私たちの失敗から学んでほしいという内容が含まれていた）、試行錯誤と評価を繰り返し、改善のための努力を重ねてきている。施策の変遷には、費用がより少なく済むという経済的な部分と、リサーチの結果効果が示されているものを採用するという合理的な考えが強く影響しており、「こうあるべき」という理念だけで進めているものではない。また、何らかの変更をした後にも、その結果や効果について調査し、効果の有無や、より効果的な利用について研究を進めている。この点は、本市の児童福祉行政に決定的に欠けていると痛感した。

本市としては、3(2)に触れたような具体的な取組を進めていくとともに、今回同行した各自治体や西日本こども研修センターあかしなどとのネットワークを活用し、それぞれの工夫や取組について情報共有し、より良い支援を目指して切磋琢磨してまいりたい。

また、今回のネットワークだけでなく、国レベルへの波及を目指し、日本こども虐待防止学会ほっかいどう大会において、具体的な取組の報告のため準備しているところである。（札幌市 石井 和朗）



視察先のコロラド大学にて

視察研修を通じての学び 今後の展望と課題

～それぞれの現場に戻って取り組むこと～

持続可能な「ラウンドテーブル」の設置を目指して

『子どものしあわせ、みんなのしあわせ—考え方 子どもの権利』——これは、今年の11月15日・16日に札幌市で開催される「日本子ども虐待防止学会（JaSPCAN）第31回学術集会ほっかいどう大会」の大会テーマである。この海外視察に応募する時には、既に北海道に実行委員会が立ち上がり、医療・福祉・司法・行政等の実践家・研究者が立場を超えたフラットな議論を進めていた。私は、アメリカ行きの大きな目的として、多文化が共生する社会での「子どもの権利」への理解を深め、ケンプや海外の知見を持ち帰りたいと考えていた。

アメリカの実社会にふれて率直に感じたのは、「相手の権利を守ることは、自分の権利を守ることにつながる」という市民意識だった。当たり前のように聞こえるものの、そのマインドを行動原則として日々の実践の中に浸透させていくのは難しい。子どもの権利を守ることは、（多少の飛躍はあるものの）社会全体の安心を担保するための、重要な安全装置なのである。

視察3日目に訪問したコロラド大学ボルダー校では、IFCA理事長であり、日本に留学経験のあるキャサリン・ゴールドファーブ准教授（人類学）から日本語による講義を聞き、まさに日米の架け橋を体現する人だと感銘を受けた。そして帰国後、北海道大学の研究者から、キャサンリン氏が2025年度に北大の特別研究員で来札すると聞き、コロラドでの出会いが必然だったと思えた。

視察の成果については、JaSPCANでも大会企画として発表することが内定し、この視察団においても帰国後も情報交換を続けている。JaSPCANでは「日本の児童福祉の改革とは」というテーマで、各自治体から報告するのはもとより、コロラドからの関係者の招聘も検討している。

こうした諸々の状況から、視察後の具体的な取組の一環として、新たな「ラウンドテーブル」の設置を検討している。普段の自治体や各組織では当然、その職務・ポストにふさわしい働き・振る舞いが求められる。今回の視察で強く印象に残ったのは、Lived Expertsも含めた「多様性と協働の文化」が地域に根付いていたことであり、JEDI（Justice・Equity・Diversity・Inclusion）に重きを置く「子どものウェルビーイングの向上」「パーマネンシーの保障」という理念・フィロソフィーを共通基盤とする権利擁護のための実践であった。こうしたイメージを掲げて、札幌市と北海道大学の関係者を中心として、組織の役職や立場に捉われないオープンな場「ラウンドテーブル」を設置し、キャサリン氏が来日するタイミングで、まずは定期的な勉強会からスタートするという構想を描いている。JaSPCANで強く結びついた地元のネットワークを受け継ぐ場にしたいとも思う。

このラウンドテーブルで培う知見については、自治体での職員向け研修等にも取り入れ、有機的な広がりを確保していきたい。私としては、コロラド視察団のメンバー、コロラドで出会った関係者との交流で得たものを、この取組の原点に据えたいと考えている。 (札幌市 山形 有祐)

※ラウンドテーブルとは・・円卓を囲んで、役職や立場に関わらず、参加者全員が平等に意見交換を行う会議形式のこと。参加者間の相互理解、特定テーマの理解を深めるのに効果的と言われる。写真は日米の多様な人材が参加した視察3日目のコロラド大学の様子。キャサリン氏も参加している。



視察研修を通じての学び 今後の展望と課題

～それぞれの現場に戻って取り組むこと～

1. はじめに

千葉県の児童虐待対応件数は、平成 31 年度から高い水準でほぼ横ばいとなっている。相談対応件数の増加等に伴い、一時保護児童数は増加し、一時保護日数が長期化している。児童福祉法の改正等により、現代の児童相談所は子どもの安全を守る「介入」と家族と伴走しながら行う「支援」の双方の役割が求められるが、「介入」機能に偏重しているという指摘もある。また、児童相談所職員は増員がはかられ、本県では若手職員が約半数を占めるようになり、人材育成も重要となってきている。

本県の課題等は今回の海外視察研修で解決の糸口が得られるものがあり、児童福祉法改正によりここ数年で新たに始まる児童福祉施策は、海外すでに取り組まれ、参考となるところが多いことから①保護者と良好な関係を築きながら、支援するための関わりのあり方、②パーマネンシー保障と家庭養育の推進、③人材育成、を特に学ぶため、参加することとなった。

2. 観察研修での学びや気づき

今回の観察では、州、郡の職員に加え、関係機関のケンプセンターや大学教員、弁護士、lived experts から説明を受け、意見交換を行う機会を得た。どの説明者もパーマネンシーの理解が根底にあり、児童福祉の実践を行うためにエビデンスとして研究結果を把握していた。州が行う研修を通じて、関係機関同士に共通理解が図られるよう人材育成が行われていることを感じた。また、子どもや保護者、里親の担当する職員をサポートするスーパーバイザー、ファシリテーターがあり、職員を支える仕組みが構築されていた。1つの機関だけでは解決が図れない事案については、関係者による話し合いを重ね、lived experts の視点を入れ、サービスを改善しようとすることが取り組む姿勢が印象的であった。

研究がエビデンスを示すことにより、施策や実践が進みやすい好循環が生じていた。更には lived experts の意向も踏まえて、有効性の高いパーマネンシー保障の方策がとられ、予算も弾力性があり、研究、行政、児童福祉が一体となってこどもたちの未来を守っているように思った。

3. 課題と今後の展望

パーマネンシー保障は本県の児童福祉分野関係者においても言葉としての広がりはあるが、コロラド州で出会った州や郡の職員の水準での理解には至らず、十分とは言えない。今後は、まずは研修やOJTを通じて、パーマネンシー保障の理解を深め、実践の展開の共有をすることが必要である。更には、市町村職員や医療・司法の関係者にも会議や研修の場を捉えて理解を広げていきたい。私たちが現在、関わる lived experts の意見に耳を傾け、より良い支援を模索していきたい。

4. おわりに

家庭養育優先の原則が掲げられ、子どもの権利が保障されるよう本県も様々な事業に取り組んでいるが、手探りのところも多い。今回の海外視察での見聞した内容は紙面に収めきれないものもあるが、コロラド州が示した成功事例も課題も、本県の児童福祉の「道しるべ」だと捉えている。まずは研修を通じて、見聞したものを多くの職員、関係機関と共有し、成功も困難も分かち合っていきたい。そして、こどもたちが大事な人の繋がりをもって、未来に期待が持てるよう支えていきたいと思う。

(千葉県健康福祉部児童家庭課 倉田 宰)

視察研修を通じての学び 今後の展望と課題

～それぞれの現場に戻って取り組むこと～

1. はじめに

私がこの視察研修に参加した目的としては、児童虐待対応の最先端を行くアメリカでの取り組みに興味があったからです。児童自立支援施設での勤務経験から、施設退所後の子どもたちが抱える困難や自立の難しさを、アフターケアを通して目の当たりにしてきました。また、一時保護の長期化も問題を感じています。一時保護中は登校できないこと、自身のコミュニティから虐待の被害者であるはずの児童が制限を強いられる状況になっていることも課題であると思います。そのような状況から脱却するためのヒントがこの視察研修で得られるのではないか、と期待して参加させていただきました。

2. 観察研修での学びや気づき

協力していただいた現地のスタッフの方々がパーマネンシーの理念の下、熱い気持ちを持って子どもと家族の幸せのために努力と研鑽を日々続けていることがとても印象的でした。子どもにとって良い結果となった研究結果などを積極的に取り入れ、実践し、実績を積み上げていく。気持ちだけではなく、根拠を持って取り組むことで、対象者へ質の高い支援を提供できているのだと感じました。

当事者である子ども、そして虐待者となった親をメンバーに入れて今後の政策や支援体制を考えるチームもあることもとても印象的でした。特に自身も子どもの時に一時保護された経験を持ち、一時保護された親の立場でもあるネイト氏の言葉は重みがあり、自分自身、今までの支援の在り方について考えさせられるものとなりました。

3. 課題と今後の展望

千葉県では家庭外措置を検討する場合、遠方の施設に措置になってしまう場合もあります。いきなりコロラド州で行っているようなキンシップケアを行うのは難易度が高いと感じますが、まずは子どもたちの文化やコミュニティに近い環境・場所で生活できるように調整し、保護者や親族と交流をし易くするなど、子どもがコミュニティに戻っていくこと、子どもたちが大人になった後のことと考え、家族との繋がりを維持・より強くしていくことを意識して支援していくことは、今からでも考え、行動できます。一人で行っていくことは難しいため、周りの職員、関係機関とともに「子ども」を主語にして話し合い、協同し、一歩ずつでも進んでいくことが重要だと思います。

4. おわりに

今回の視察研修に参加させていただき、良い経験になったということは言わずもがな、焦りも感じています。職場に戻ってからこの経験をどのように還元していくのか、今までの取り組みを見直さなければならぬことが多く、理解を得られないのではないか等、不安は多くあります。しかし、子どもたちが健やかで幸せな人生を送れるよう日々努力していくことは、児童福祉に携わる立場の人間としては諦めるわけにはいかないため、発信し続けられるようにしていきたいと思います。

最後に、志の高いメンバーとともにこの視察研修に参加できたことが、とても大きな財産となっています。同じ経験をした“仲間”がいると感じられることが、変革を進めていく上での原動力になります。このような機会と出会いをいただけたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

(千葉県市川児童相談所 船橋支所 並木 強)

視察研修を通じての学び 今後の展望と課題

～それぞれの現場に戻って取り組むこと～

1. はじめに

私が所属する明石こどもセンターは、児童相談所機能と市区町村機能を併せもつ児童相談所である。私は現在、家庭児童相談と要保護児童対策地域協議会調整を主とした家庭支援に取り組んでいる。アメリカの児童福祉について事前学習する中で、家族や子どもの方針を決定する会議に当事者の家族と子どもが参加する Family Group Decision Making (The Kemp Center) があると知った。調整機関として要対協会議を開催する上で、家族参加型の会議を模索していたので、どのようにアメリカで実践されているのかに興味を持った。しかし、今回の視察を通じて知った当事者参画とは、想像していたよりも奥深く、児童福祉システムを根本から変えようとする試みだった。

2. 視察研修で学んだこと・今後取り組みたいこと

1) 子どもと家族を中心とした児童福祉の実現

視察で一番印象に残ったのは、児童福祉システムにかかわってきた人たちが、これまでの強権的な児童福祉の弊害を振り返り、Lived Experience の声を真摯に受け止め、家族と子どもを中心に据えた児童福祉システムを再構築しようとする姿であった。日本でも当事者のニーズにもとづいた支援は重視されつつあるが、まだまだその文化が根付いているとはいがたい。コロラドで当事者たちの声を聴いた後は、できるだけ子どもや家族に、支援者としての思いをオープンに話すようになった。関係機関と連携する場合、なぜ連携が必要と思うかを説明するようになった。当事者が知らないところで支援を進めるのではなく、当事者を中心とした支援を展開していきたいと思う。

2) 児童福祉の権力性と透明性

精神科医の中井久夫は「治療はどんなよい治療でも患者を弱くする」と述べている（中井、1982）。治療を支援と読み替えたら、児童福祉の現場に当てはまり過ぎるほど当てはまる事実である。これまで自分の実践を振り返る機会に乏しく、支援を受けなければならぬ立場に思いをはせられていなかったと視察後認識するようになった。コロラドでは支援ベースのかかわりではアポイントメントなしの訪問はしない。支援者からいきなりドアをノックされることは、家族や子どもにとって一種の脅かしであり、支援を受け入れることは家族にとってある種の挫折でもあるという視点を忘れずにいたいと思う。中でも、コロラド州児童福祉課ディレクターを務める Joe Homlar 氏の話は印象深かった。彼が CW として児童保護を行っていた頃、上司から「君は親からアピール（不服申し立て）される数が多い」と言わされたという。彼は、それは自分が丁寧に家族にアピールの方法や権利を説明するからであり、アピールされることを恥じてはいないと述べた。子どもと家族の側に立ち、児童福祉の透明性を保持する彼の強い姿勢を知る素晴らしい出会いであった。そしてそのような人物を育成し、中心に据えて児童福祉を展開するコロラド州に尊敬の念を覚える。今後も、支援を受ける側の立場を理解し、当事者が主体的に自分の権利を守る行動をとれるよう、透明性に配慮した支援に取り組みたいと思う。

3) 親子が訪れたくなる児童相談所

親や子どもが主体的に支援を求められるのが、究極の児童福祉の理想であると思う。そうなるためには、児童相談所が安心・安全の場である必要がある。先日、突然来所した母子がいた。母はミルク用のお湯をもらおうと思い訪れてくれたという。ふらっと気軽に立ち寄ることができる、親子が自ら訪れたくなる、そんな児童福祉の現場を作っていくたいと思う。まずは今、勤務する明石こどもセンターがそのような場となるよう尽力していきたい。

(明石こどもセンター 磯田 知美)

■引用文献

中井久夫 治療の滑り出しと治療的合意 精神科治療の覚書 p54-72 日本評論社 1982

Family Decision Making Group The Kemp Center <https://kempecenter.org/impact-areas/evidence-based-research-informed-approaches/family-group-decision-making/>

視察研修を通じての学び 今後の展望と課題

～それぞれの現場に戻って取り組むこと～

1. はじめに

今回の視察研修は、アメリカ・コロラド州における先進的な児童福祉制度を学ぶうえで、極めて貴重な機会であった。親子分離を最小限にとどめ、家族単位での支援を重視する実践からは、日本の児童福祉が抱える課題への多くの示唆を得ることができた。

また、私自身が長年関心を寄せてきた「どのような状況であっても、親がこどもを愛することができます優しい社会の実現」や、「こどもや家族を支える支援者が、誇りを持って働く社会の実現」といった理想についても、これまで漠然としていたものが、具体的にやるべきことがイメージできるほど、手応えと学びに満ちた濃密な時間であった。

2. 視察研修での学びや気づき

コロラド州では、FAR やキンシップケア、ウォームラインといった先進的な取り組みが印象的であった。制度の随所に「子どものために何が最善か」という問い合わせが根付いており、特に、こども自身やその家族の声を尊重する姿勢に強く感銘を受けた。また、Lived Expert(当事者) の声を政策に反映する仕組みは、日本の現場でも今後必要不可欠な視点だと実感した。

3. 課題と今後の展望

視察の中で特に心に残ったのは、ネイトさんの言葉である。「親を支援することが、最終的には子どものためになる」。一見すると当たり前のように聞こえるが、支援の現場に立つ者として、その言葉の重みが深く胸に響いた。さらに、「たとえ政府による保護であっても、子どもにとっては犯罪者による誘拐と同様の影響を及ぼすことがある」という指摘には、児童相談所が日常的に行っている「保護」という行為の在り方について、立ち止まり、再考する必要性を突きつけられた。

日本における制度改革には、多くの壁がある。リソース不足、専門職の育成、制度の硬直化など、実施には時間と工夫が求められる。しかし、Lived Expert (当事者) の声に耳を傾け、現場で本当に求められている支援を的確に届けることで、より良い児童福祉のシステムが構築可能であることがわかった。

まずは、研修センターとして、当事者の視点を取り入れた研修プログラムの充実と開発を行い、Lived Expert (当事者) が、真の専門家として活躍できる風土を日本に根付かせること。そして、その「声」が当たり前のように社会を動かし、制度を変えていく文化を創っていくことが我々に与えられたミッションの1つなのではないだろうか。

4. おわりに

本研修を通じて得た学びは、「子どもにとって最も制限の少ない判断をすること」「支援者の意志ではなく、家族や子どもの声に耳を傾けること」、そして「Lived Expert (当事者) の声に耳を傾け、現場で本当に求められている支援を的確に届けること」の重要性であった。今後も、国内外の専門職や関係機関と連携しながら、子どもと家族にとって本当に意味のある支援を届けられる社会の実現を目指して取り組んでいきたい。

(西日本こども研修センターあかし 芦田 拓司)

【※追加訪問地（視察研修外）】

ダギーセンター～グリーフ（悲嘆）を抱える子どもと家族のためのセンター～

The dougy Center for Grieving Children & Families

訪問日時：2025年2月14日(木)PM2:30～
住所：3909 SE 52nd Avenue Portland, OR
現地担当者：Donna Schuurman

1. 概要

ダギーセンター (The Dougy Center) は、オレゴン州ポートランドに拠点を置く非営利団体であり、1982年の設立以来、親や兄弟姉妹を亡くした子どもや、難病を抱える家族がいる子どもに対して、グリーフ（喪失による悲嘆）に着目したプログラムを提供してきた。現在では全米のグリーフサポートのモデル的な存在となっており、他地域での活動支援も行っている。財源の90%は財団助成や企業・個人からの寄付であり、すべての子ども・家族にサービスを無料で提供している。

対象年齢は3歳からで、施設内には感情表現や交流が自然に行える工夫が随所に見られた。

▼外観



▼センター名の由来となった少年：ダギー氏
(画像中央)



2. 観察内容

ダギーセンターの取り組み

(1) はじめに

訪問に対応いただいたのは、ダギーセンターにおいて、長年エグゼクティブディレクターを務め

たドナ・シャーマン氏。センターの歴史や運営体制、プログラム、建物の工夫など、多岐にわたる説明を受けた。ダギーセンターは、喪失を経験した子どもが「安心して気持ちを表現できる場所」であると同時に、「近しい経験をした他者とつながる経験」を提供する場もある。

(2) プログラム構成と活動方針

ダギーセンターのプログラムは主に以下の二つのグループを対象に行われている：

- 死別を経験した子どもとその家族（利用者の約90%）
- 難病を抱える家族がいる子どもとその家族（利用者の約10%）

グループは年齢区分（3～5歳、6～12歳、ティーンエイジャー、ヤングアダルト〈18～24歳・25歳以上〉）ごとに構成されており、保護者向けのグループもある。また、喪失の対象や死別理由（病気、事故、自死、薬物使用、殺人など）に基づいたグループのほか、これらを限定しないグループもあり、利用者は自身の希望に応じて選択することができる。

各セッションは2週間に1回、1時間半実施され、以下のような流れで構成される：

- オープニングサークル（名前・亡くなった人のことを共有）
- 自由時間（アート、砂場、劇、音楽、他メンバーとの交流など）
- 終了時：キャンドルライティングと次回までの楽しみの発表



活動は「子ども自身が選ぶ」ことを尊重しており、「話したくなればパスしてもよい」といったグラウンドルールが設定されている。

【※追加訪問地（観察研修外）】

ダギーセンター～グリーフ（悲嘆）を抱える子どもと家族のためのセンター～

The dougy Center for Grieving Children & Families

(3) L.Y.G.H.T.プログラム

L.Y.G.H.T.プログラムは、フォスターケア（里親家庭）にいる若者を対象にした、エビデンスに基づくピア・サポートプログラムである。「里親ケアを受けている若者を対象とした複数の研究によると、彼らが経験する「死」や「死以外の喪失」は、児童福祉制度において十分に認識されていない」という課題感から、児童福祉分野の専門家である Dr. Monique Mitchell と、ダギーセンターで長年活動に従事し、死生学の専門家である Dr. Donna Schuurman によって開発された。プログラムにはサポートティブアダルトと呼ばれるファシリテーターがつき、悲嘆や喪失を経験した若者たちが、感情を表現し、仲間とのつながりを深められるよう設計されている。

このプログラムはサウスカロライナ州の 6 か所で展開され、ランダム化比較試験（RCT）により、参加者の「希望（hopefulness）」「社会的支援の認識（social support）」「自己価値感（self-worth）」に有意な向上が見られたことが実証されている。

(4) 設備・空間の工夫

施設全体が、自身の気持ちを多様に表現できる空間として設計され、思い思いに時間を過ごせるよう配慮されている。（音楽の部屋、砂場、アートルーム、病院を模したホスピタルルーム、演劇ルーム、プレイルーム、亡くなった人との写真等が貼られたメモリアルコーナーなど）



▼プレイルーム

サンドバックや、部屋全体が柔らかい素材でできた『火山の部屋（ボルケノルーム）』などがあり、体を動かしてエネルギーを発散することができる



(5) 社会・地域における役割

米国でもグリーフに対する制度的な支援は限定的であり、喪失を経験した子どもや若者への支援は主に地域や民間団体によって担われている。

ダギーセンターは、プログラムの提供に加え、地域の行政や医療、学校等の専門機関と連携しながら、グリーフケアに関する助言や研修事業、アドボカシー等の多様な取り組みを展開している。

3.所感

ダギーセンターは、「子どもが安心して悲しむことのできる場」を実現している稀有な存在である。ここでは子ども自身の声や表現が尊重され、自分の物語を語る機会が丁寧に守られていた。

日本においても、自然災害や事故、虐待などさまざまな理由で喪失を経験する子どもは少なくない。にもかかわらず、それを語る場、表現する場はきわめて限られている。制度や文化の違いを踏まえたうえで、地域社会において様々な喪失・悲嘆を経験した方を支える仕組みを整えていくことが必要だと感じた。

また、日本国内においても、グリーフサポートの分野で活動する民間団体やピアグループが存在している。一方で、これらの活動に対する財政的支援は依然として限定的である。同分野においては、民間団体および民間財団の役割が極めて重要であると感じた。 （日本財団 長谷川 愛）

視察を通じて

1. 研修の目的

あかし・日本財団海外研修は、虐待や社会的養護など、最も弱い立場にある子ども達と日々向き合っている地方自治体の児童福祉部門や児童相談所の改革を図る目的で企画されたものである。海外の実践が全て日本より優れているとは限らないが、違う文化や取り組みを知ることで、これまで当たり前と思っていたことに目を開かせられるような思いをすることも事実である。私自身、過去にアメリカで養子縁組をした夫婦がおっしゃった「子どもには家族が必要である。世界のどこに住んでようとも(Children need family, wherever in the world)」との言葉を忘れられないでいる。

2. パーマネンシーの重要性

今回の視察では、Differential Response や Family Group Decision Making など、アメリカの最先端の児童福祉の実践を見学することができた。一方で個人的に再認識したことは、アメリカの児童福祉 (Child Welfare) のゴールはパーマネンシーであることである。アメリカのパーマネンシーとは、子どもが生みの親か拡大家族に復帰すること、または養子縁組かガーディアンシップで永続的な家族関係を得ることを意味する。パーマネンシーを獲得しないで社会的養護を出る年齢に達することをエイジアウト (Age Out) とよび、こうした子どもたちの予後が良くないことがエビデンスで示されている。エイジアウトを避けるために、アメリカでは家庭復帰のための親への支援や働きかけを積極的に行い、引き取れる親族がないか探し、家庭復帰の見込みがなければ養子縁組やガーディアンシップにゴールを移行する。そこにあるのは、子どもには一緒に生きていく家族が必要だという共通の信念である。

日本でも、パーマネンシーの概念は 2017 年の社会的養育ビジョンの中でようやく示された。社会的養護に長期間留まる子どもが多い現実を、もう一度見直す必要があるように感じる。

3. カリフォルニアの養子縁組

アメリカでは 2018 年に成立した連邦法 (Family First) により実家庭支援が強化されたが、養子縁組が子どもにパーマネントな家族をもたらす重要な児童福祉制度であることに変わりはない。日本財団は研修組と違う日程で、カリフォルニア州サンフランシスコの Family Builders という養子縁組団体を訪問する機会を得た。この団体は、サンフランシスコ周辺の郡と契約し、養子縁組里親 (Foster to Adopt) のリクルート、研修、支援を実施している。

カリフォルニア州と日本の人口、社会的養護下の子どもの数、養子縁組の数をざっと比較すると次のようになる。※

	社会的養護下の子ども	養子縁組の件数	人口
カリフォルニア州	40,165	6,305	約3913万人
日本	42,382	587	約1億2450万人

日本と比較すると、人口当たりの社会的養護の子どもの割合はカリフォルニアが 4 倍ほどで、養子縁組の件数は 32 倍にもなる。

アメリカでは赤ちゃんや幼い子どもが保護された場合、まずは実親への家庭復帰が試みられる。以前はその間は緊急里親に委託されていたが、最近では養子縁組里親に委託されるようになった。赤ちゃんの家庭復帰の支援に同意できる養親希望者がリクルートされる。これは子どもの最善の利益を優先して、赤ちゃんの移動をなるべく少なくするためである。例えば養子縁組里親が 9 か月育てた双子の赤ちゃんが家庭復帰した例もある。養親希望者にとってはつらい経験だが、「エモーショナルリスクは子どもではなく大人が取らなければならない」との考えであり、子どもの権利の優先は徹底している。(ちなみにこの里親さんはその後 3 人の子どもを養子縁組したとの事だった)。

なおカリフォルニアでは養子縁組しても子どもが 18 歳になるまで、里親手当とほぼ同額がもらえる (州によって違いはある)。

視察を通じて

また最近では、家族を得ることができなかつた若者に少なくとも一人信頼できる大人を探すユース・パーマネンシーという取り組みや、LGBTの子どもの支援にも力を入れているとのことだった。

4. 施設の減少とキンシップ里親の拡大

パーマネンシーと同様に重視されているのが、キンシップ（親族、知人）を含む里親養育である。社会的養護の子どもにも、一般の子どもと同じもっとも制限の少ない環境、できる限り普通の生活（normal life）の提供が基本となっている。里親養育に不調やその他の問題はあるとしても、職員が交代する施設養育はそれよりも子どもにとって悪影響が大きく、治療的な短期の養育に限るべきという考えは定説となっている。

コロラド州の社会的養護の措置児童 3531 人のうち、施設養育は 9.2% しかおらず、里親養育は 84.4% を占める。またキンシップ（手当あり、なしを含めて）養育が全体の 38.5% を占める。

2018 年の Family First 法は、施設養育を著しく制限し、施設には連邦予算が最初の 14 日しか支払われなくなった。例外は Qualified Residential Treatment Program という複雑なトラウマを抱える子どもを治療する施設のみである。

コロラド州の児童福祉局長に日本では乳児院にまだ多くの子どもがいると話したところ、アメリカにも昔はあったが 1970 年代になくなつた。赤ちゃんの里親を探すのは難しくないのに不思議だね、まず赤ちゃんを育てる里親のリクルートから始めてみれば？との意見だった。

5. 日本の児童福祉のこれから

短い滞在の中でも、印象深かったことを挙げる。まずは研究によりしっかりとエビデンスを構築していること、次にエビデンスに基づいた政策の転換が行われていること、そして変革の速さである。例えばキンシップ養育は、以前は親に問題があれば祖父母や親戚にも問題があるのではないかとの考え方から、それほど数が多くはなかった。

しかしキンシップ養育の方が一般的の里親養育より不調が少なく、子どもの予後が良いことがRCTのエビデンスで示されたことで、急激に増加している。

ケンブセンターも、単に研究をしている研究所ではない。人材育成のための研修や、効果的なプログラムを全米に広げて定着させる役割（implementation science）にも力を入れている。セーフ・ケアや DR、FGDM なども、彼らが地方自治体に働きかけ、定着される役割を担っている。

翻って日本をみると、虐待分野や社会的養護の子どものエビデンスは非常に少ない。エビデンスがないから、改革が進まないのであらう事がある。日本でも個人の研究者や NPO で、良い実践を広める活動している方はいるが数は少ない。長期的に見れば、研究と優れた実践の普及に資金と人材を投入する事は、日本の子どもを守るために重要である。日本でも何が子どもの最善の利益なのか、しっかりととしたエビデンスを出し、それにもとづいた政策決定を行う体制づくりを進めるべきではないか。

もう一つの特徴は、当事者（Lived Experts）の意見を尊重して、政策が作られていること。社会的養護を経験したユースももちろんだが、里親、実親なども含まれる。コロラド州では、Lived Experts をメンバーに含めた児童福祉改革が進行中のことだった。

最後に、言うまでもないが日本とアメリカの児童福祉制度の違いは大きい。アメリカで学んできたことから、日本を変えていくには時間がかかるかもしれない。しかし、渡航メンバーで学びを続け、その志を忘れないようにしていただきたい。

※カリフォルニア州の数字は 2014 年 10 月時点のものであり、養子縁組の件数は社会的養護からの養子縁組のみ。日本の養子縁組件数は司法統計の特別養子縁組件数であり、民間の養子縁組も含まれる。

（日本財団 子ども事業本部長 高橋 恵里子）

おわりに

12人の視察団が、零下17度のコロラド州から帰って来て、約3ヶ月が経ちました。本報告書の「まとめ」の文章を書くために、集まった原稿を読み返していると、濃密な数日間のことを昨日のように思い出します。

海外視察研修の期間は、わずか1週間。いったい何がわかるというのか、と思われる方もいると思います。翻訳ソフトやAIを駆使したら、最新の情報が日本語で読めるではないか、また、どうしても必要ならオンラインで話を聞けば、わざわざ行かなくてもわかることではないか、という意見もあるでしょう。それでも、空路往復20時間以上かけて行って経験してきたことは、「行ったことで初めてわかること」「行くことによって真の意味がわかること」、そして、「行ったことで日本の課題がわかる」と確かにあったのでした。私自身の経験で言うと、パーマネンシーの理念は何度も読んではいたけれども、本当に身に沁みて理解するまでには到達していなかったと、今更ながら思います。予防的支援、Differential Response、Kinship Careも同様です、知ってはいたけれども理解は浅いものでした。そして、何よりもよかったのは、視察先の、多様な人々、ケンプセンターーやフォスターアメリカの方々、州の職員や弁護士、郡の実践家、大学の研究者、そして、Lived Experience Expertsの方々との濃厚な対話の時間を持つことで、視察団の12人が同じ価値とミッションとビジョンを共有することができたことです。

濃厚な1週間の学びの旅から日本に戻った後に、アクションを起こしていくために、まず、何から始めていくといいのでしょうか。国内において、また、各地域において「何が不要なのか」「何を残すべきか」「何がもっと必要なのか」「何を創り出すのか」を、日々の実践に立ち戻りながら、振り返ることが絶えず必要なことではないかと思っています。

そして、「何を」を見つけ出し、施策や実践として実現するための拠り所は、本報告書の随所に出てくる、「エビデンス」「Lived Experience Experts」「言葉を発することの困難な当事者の権利」です。グローバルに視野を広げ、見えていなかったこと、見ようとしていなかったことに、フォーカスを当てることで、見えてくるものはもっとあるはずです。厳寒のコロラド州での経験は豊かなものでしたが、それ以上に、豊かなアクションが始まり広がっていくのが、今後とても楽しみです。

最後に、本海外視察研修の企画に助成いただきました日本財団、日米の架け橋となって企画とコーディネーションと通訳までしていただいた畠山先生、コロラド州の多彩な人材を繋いで組織いただいたリサさんとアンジェラさん、貴重な時間を割いて教え語っていただいた、コロラド州の多くの皆さん、そういった全ての方々に、厚く感謝の言葉を申し上げたいと思います。そして、その恩返しは、必ず具体的な形として実現していきたいと思います。これは「おわりに」ではなく、ここからがスタート、始まりです。

2025年5月12日
西日本こども研修センターあかし
センター長 藤林 武史

【ケンプセンターからの提供資料（抜粋）】

The Kempe Center's 50+ Year Legacy

Transforming the Future of Prevention and Treatment of Child Maltreatment



Richard D. Krugman, MD
Distinguished Professor of Pediatrics
Department of Pediatrics, University of Colorado
School of Medicine

University of Colorado
Anschutz Medical Campus



Why his
interest?

- “I got into the problem of the battered child, not out of altruism, but first out of rage at the intellectual blocks I encountered when I went on ward service in 1957 and 1958. I saw child after child both at DGH and CGH with diagnoses that were absurd...‘spontaneous subdural hematoma’ (at age 8 months); ‘Osteogenesis imperfecta tarda’ (at age 3 years in previously well children); ‘spontaneous bruising of unknown etiology’ and ‘Failure to thrive of unknown etiology’ in a child who gained 2 oz./day in the hospital despite 40 lab tests.
- “You could fairly say that I hate illogical diagnoses, and I felt strongly that all this was denial from intern to resident to attending to specialist of an obvious trauma or neglect situation and that was not good for our intellectual honesty, nor did it do any good for the abused child, his siblings, or for his suffering parents, most of whom we could help.”

Key lessons from Henry and Brandt

- “Abusive parents love their children very much, but not very well. Our task is to help them do it better!”
- “The criminal justice system in a democracy will never protect children...”
 - C. Henry Kempe, MD
- “If you don’t understand someone’s behavior, you don’t have enough history.”
 - Brandt F. Steele, MD

The Precursors of the Kempe Center

- 1958: Multidisciplinary Child Protection Team started at CGH (one of three in the US – other two at Children's' LA and Pittsburgh)
- 1958-1960: Abstracts on “Battered Children” to SPR all rejected.
- 1961: Presentation of 3-hour symposium at AAP in Chicago annual meeting. No applause, some boos, “not in my practice”.
 - Had a reporter from Chicago Tribune in front row. Headline the next day “Battered Children in America”.
 - Why Henry believed there needed to be mandatory reporting.
- 1962: JAMA publication (later recognized as a “Landmark article”)



What I dream about

- We have separate approaches to address physical abuse, sexual abuse, emotional abuse and most forms of neglect.
- We train a professional workforce to do the specific clinical tasks required to prevent and treat all forms of abuse and neglect and not rely on the random agglutination of health, social work, mental health, legal and law enforcement professionals who have had little to no training in their field, to figure it out.
- These professionals would practice together in community settings.
- Home visitation programs would be a basic health benefit, and all neighborhoods would become Strong Communities.

Kempe Center Today

- Website: <https://kempecenter.org/>
- Section of Child Abuse and Neglect, Department of Pediatrics
- Clinical site of practice is Children's Hospital Colorado
- Currently 80+ faculty and staff
- Offices located in the Gary Pavilion since CHCO move in 2009 (CPT to CHCO in 2007)
- Affiliated with The Kempe Foundation – www.kempe.org





Our Vision

In a world without child maltreatment.

Our Mission

Through an equity lens, we address child maltreatment by improving the well-being of children and families, strengthening their communities, and enhancing the systems serving them through evidence-informed services, transformative research, learner-centered education, and effective advocacy.



Our Values

- JEDI: We integrate JEDI (justice, equity, diversity and inclusion) in all our work because when people recognize the human potential in all of us regardless of identity, we create a better world for children and families.
- Accountability: Nurtures mutual respect among the team members of the Center contributing to a cohesive and supportive environment.
- Integrity: We strive to be respectfully truthful in our communications, even when it's difficult or uncomfortable.
- Courage: We must take bold actions, face challenges head on and foster a culture of transparency and integrity.
- Meaningful: We are a mechanism for change to advance the well-being of children and families.
- Innovation: We engage in learning opportunities to develop new understandings, and skills, and apply them in ways that advance our mission.



CLINICAL SERVICES

The Kempe Center One-Stop model services, including the integration of health care, mental health, and social services, is designed to support families throughout pregnancy.



EVIDENCE BASED AND RESEARCH INFORMED APPROACHES

As partners, research informed approaches are fully being utilized to determine the most effective care.



TRANSFORMATIVE RESEARCH

The Research Core at the Kempe Center is dedicated to creating new knowledge that can transform practice and policies.



ADVOCACY

Project Advocacy One-Stop model services, and accessible for all others, advancing work of the Kempe Center, DCYF, and DSH.



JUSTICE, EQUITY, DIVERSITY & INCLUSION

The Kempe Center endeavor to provide justice, equity, diversity, and inclusion across all levels of the organization.



WORKFORCE TRAINING & INNOVATION

The Kempe Center distinguishes through its commitment to a pluralistic diverse faculty.



CONNECTING WITH COMMUNITIES

The Kempe Center partners with local community entities, including community centers, city kids, organizations,



**The Kempe
Center**

Kempe Clinical Services

- *Director of Integrated Healthcare Services: Antonia Chiesa, MD*
- Integration of Behavioral Health in partnership with Steve Berkowitz, MD
- Child Protection Team services
 - Hospital consultation (ED, in-patient)
 - Phone and tele-medicine (regional coverage)
 - CPT (Child Protection Team) Clinic (follow up and referrals)
 - NABICC (Non-Accidental Brain Injury Care Clinic)
 - SANE (Sexual Assault Nurse Examiner) Program
- Partnerships
 - KICS (Kids in Care Settings) foster care Clinic
 - TASK (Trauma-Sensitive Assessment & Treatment Services for Kids) Clinic



Kempe Clinical Consultation Services

- Kempe Inter-Disciplinary Staffing (KIDS and KIDS PLUS) Program
 - Provide consultation on complex child abuse and neglect cases to aid professionals in case planning.
 - Medical, social work, behavioral health, and other professionals as needed, such as attorneys, work together to review cases and make recommendations.
- The CARE (Child Abuse Response and Evaluation) Network
 - Legislatively funded through House Bill 19-1133 with general fund dollars (support from Kempe Foundation) – CDPHE administers program
 - Kempe is the Resource Center providing recruitment, training and ongoing support
 - Objective: to create state-funded healthcare network to provide standardized response to suspected child maltreatment
 - Network of trained Designated Providers (medical and behavioral health)
 - Holistic approach: medical assessments and behavioral health screening, referrals
 - ≤ 5 years old, physical abuse or neglect; ≤ 12 sexual abuse
 - *A longer-term goal is to expand these services into other states*



Kempe Research

- *Director of Transformative Research: Suzanne (“Sue”) Kerns, PhD*
- Research spans the translational spectrum - 3 key research areas:
 - Clinical and Outcomes Research
 - Systems Research and Evaluation
 - Implementation and Dissemination
- Research activities aligned with overall Kempe Center strategic goals
- Diverse funding streams
- Provide research-focused educational experiences: Fellows and interns



Kempe Research

Evidence-Based and Research-Informed Approaches

- Differential Response - an alternative to the traditional investigations in child welfare for accepted reports of abuse or neglect – engaging, not just investigating families
- Family Group Decision Making – promoting the rights of family groups to make decisions
- SafeCare® Colorado
- Rocky Mountain Multisystemic Therapy Network



Kempe Research

Evidence-Based and Research-Informed Approaches

- Fostering Healthy Futures - building on youth's strengths and assets through mentoring and skills training to promote healthy development; serving children and youth with current or previous child welfare involvement due to one or more adverse childhood experiences (ACEs).
- Trauma-Responsive Implementation and Practice - integrates, enhances and implements trauma-responsive and culturally appropriate practices for parents, educators and others to help mitigate the impact of trauma.



Kempe Educational Services

- *Director of Educational Innovation and Advancement: Gwyn Barley, PhD*
- **Workforce Development**
 - CWTS (Colorado Child Welfare Training System)
 - Be Well, Do Well. Stay Awhile - evidence-informed framework and the strategies needed to build a positive work culture that helps to retain an engaged workforce; designed to impact the three drivers of workforce resilience: leadership, workplace culture, and simple behaviors individual staff can practice to support their personal resilience.
 - The CARE Network - trains and mentors medical and behavioral health providers in recognizing child abuse and neglect and the signs of trauma.



Kempe Educational Services

- Institutional Learning
 - Berger Fellowship
 - Created in 1999 through the generosity of Wayne Berger
 - Full-time, two-year endowed, postdoctoral research fellowship designed to support the career development of professionals who want to become independent investigators in the field of child maltreatment and/or child welfare
 - Applicants typically come from social sciences or public health fields. Former fellows have gone on to faculty positions in academic departments, CDC, and private clinical practice
 - CAP (Child Abuse Pediatrics) Fellowship
 - Three-year GME accredited post-residency fellowship
 - Primary goal is to train physicians who are board eligible or board certified in pediatrics to become academic and clinical leaders in the subspecialty field of Child Abuse Pediatrics
 - Provides in-depth and intensive training clinical care, education and research
 - Students, Interns, Residents, etc.



Kempe Advocacy in Action

- Kempe Radio Podcasts
- Kempe Blogs
- Art as Advocacy
- A Call to Action to Change Child Welfare Conference – October 6-9, 2025
- Other activities:
 - Partnership with Kempe Foundation
 - Congressional Briefing
 - Amicus Briefs



Kempe JEDI Commitment

- *Director of Organizational Impact and Development: Michelle Davis M.S., LPC, PCC, ORSCC, CDTLF*
- Building our capacity as a Center to understand and equip ourselves to lead, research, advocate and educate with a lens towards justice, equity, diversity, and inclusion.
- Specifically:
 - Affinity Groups
 - Awareness & educational growth opportunities
 - Coaching program (RQ)



Kempe Into the Future

- Change narrative from one of ACEs to resilience and wellbeing in service delivery, research, training and advocacy
- Expand clinical services (including specialty populations such as foster/kin health, IPSE, trafficking)
- Grow consultation and training networks for professionals
- Measure impact in everything we do
- Utilize implementation science to deliver evidence-based practices
- Model alternative approaches to child protective services (e.g. IPSE)
- Leverage technology to innovate training, coaching and supporting workforce



History of Child Welfare in the United States

PART 1 OF 2

1853

CHILDREN'S
AID SOCIETY

1854

ORPHAN
TRAIN
MOVEMENT

1874

FIRST
PROSECUTED
CASE OF
CHILD
ABUSE

1912

CHILDREN'S
BUREAU

1935

SOCIAL
SECURITY
ACT:
TITLE IV

1962

THE
BATTERED-
CHILD
SYNDROME

1972

THE KEMPE
CENTER

Founded by Charles Loring Brace in NYC, focused on homeless children, emphasizing family-based placements rather than orphanages.

A relocation program that transported 200,000+ children, placing them in rural homes, often over vast distances.

Mary Ellen Wilson became the first prosecuted child abuse case, using animal welfare laws with support from the American Society for the Prevention of Cruelty to Animals.

First federal agency for children's welfare, then focusing on reducing child labor, research on infant mortality, & ongoing improving child health & welfare.

Included Aid to Families with Dependent Children, recognizing impact of economic hardship & providing financial support to families with dependent children.

Dr. C. Henry Kempe's article was the first evidence of non-accidental physical injuries & led to the first mandatory reporting laws for medical professionals.

The Kempe Center established, dedicated to training professionals & research & advocacy for abused and neglected children.



History of Child Welfare in the United States

PART 2 OF 2

1974

CHILD ABUSE
PREVENTION
AND
TREATMENT
ACT

1977

INT'L SOCIETY
FOR THE
PREVENTION
& TREATMENT
OF CAN

1980

TITLE IV-E
BECOMES
ENTITLEMENT
PROGRAM

1993

TITLE IV-B:
FAMILY
PRESERVATION
& FAMILY
SUPPORT
PROGRAM

1997

ADOPTION
AND SAFE
FAMILIES
ACT

2012

PROMOTING
SOCIAL &
EMOTIONAL
WELL-BEING
FOR CHILDREN
AND YOUTH

2018

FAMILY
FIRST
PREVENTION
SERVICES
ACT

Established national definitions of child abuse and neglect, provided agencies funding for prevention & treatment, and created child protective services.

The International Society for the Prevention of Child Abuse and Neglect established, fostering global collaboration in addressing child maltreatment.

Made Title IV-E an entitlement program, requiring states to provide foster care, and provides funding for adoption assistance to encourage permanency.

Title IV-B amended, creating new Family Preservation and Family Support Program, recognizing need to provide services before children removed.

ASFA focused on permanency for children in foster care, aiming to reduce the time children spent in the system & prioritize adoption.

Administration for Children, Youth and Families formally conveyed 4 child developmental domains to use when supporting well-being of children in child welfare.

FPPSA aims to reduce foster care placements by strengthening families, emphasizing prevention services to keep families together.





「ユースツールキット」より
「冒頭」と「子どもの権利」

YOUTH TOOLKIT FOR DEPENDENCY AND NEGLECT CASES

YOUR GUIDE TO YOUR RIGHTS & THE PROCESS



Welcome!!

There may be a lot going on in your life right now. You may feel confused and even scared. Please know that you are not alone. Lots of young people with Dependency and Neglect cases feel the same way.

We hope this Toolkit will help you during your case. It will walk you through your rights, your court dates, and some of the people you might meet. It will also give you some helpful tools along the way!

If you have questions, please talk with your GAL (the attorney who stands up for what is best for you) or your CFY (the attorney who stands up for what you want).

Your GAL's or CFY's name is _____

You GAL's or CFY's number is _____

Can you text them?
Yes No

FOSTER YOUTH RIGHTS (HOUSE BILL 24-1017)

If you are living in foster care or participating in the Foster Youth in Transition Program, you have the rights listed below.

If you have questions or concerns, or if you want to learn more about your rights, please reach out to your Guardian ad Litem (GAL) or Counsel for Youth (CFY)!



FAIRNESS & SUPPORT

You have the right to:

- Be treated fairly and get the help you need. No matter things like where your family comes from, your skin color, your culture, the gender you identify with, who you love, or some other things that make you who you are.
- Have your own thoughts and beliefs.
- Attend or not attend cultural, ethnic, and religious activities.
- Dress, talk, act, etc. like the gender you identify with.
- Be referred to by the names and gender pronouns you chose.
- Not be threatened, punished, or treated badly because you asked questions, shared concerns, or made a complaint about a violation of your rights.
- Use the services, supports, placements, and programs you qualify for.
- Information about government money you qualify for, including written information about who (if anyone) is receiving government money on your behalf.



PLACEMENT & CARE

You have the right to:

- Have people in your case consider where you want to live.
- Return to your parents if the law allows, with people considering where you want to live.
- Services and plans that focus on you returning to your family or finding another home.
- Court hearings without unnecessary delays.
- Decisions about where you will live without unnecessary delays.
- Adult guidance, support, and supervision that fits your needs in a safe, healthy, and comfortable place where you are treated with fairness, respect, and dignity.
- Be placed with a foster care provider who knows and understands your history related to your needs, and who has the knowledge and skills to provide for your needs.
- Freedom from abuse, physical punishment, or neglect.
- Freedom from being abandoned, locked somewhere, or physically separated from others, unless the law allows it.
- Live in a place that meets your needs. Receive services and supports needed to keep that placement.
- Have government money you qualify for used for your needs.



HEALTH CARE

You have the right to:

- Medical, dental, vision, mental health, and substance use care that meets your needs.
- Reproductive and sexual health care as allowed by law.
- Freedom from taking prescriptions unless taking the medications is required by law.
- Use your prescription medications – even if your placement changes.
- Receive notice of prescriptions and their purpose.



COMMUNICATION

You have the right to contact and communicate with the people listed below in a private place:

- People working on your behalf – like your caseworker, attorneys and people who work for your attorneys, mental health providers, and Court-Appointed Special Advocate (CASA).
- People who can answer your questions, listen to your concerns, or take your complaints about your rights – like your attorney, the Child Protection Ombudsman, your county department of human services, or the state department of human services.



PARTICIPATION

You have the right to:

- Attend and fully participate in your court hearings and access appropriate transportation to and from court. Be heard separately by a judge or magistrate – when necessary.
- Have people you want at your court hearings.
- Talk with your judge or magistrate about your long-term placement plan.
- A GAL and/or CFY.
- Receive information about, and participate in the making of, your case plan - when allowed by law and when it fits your age and needs.
- Participate in meetings about your case when it fits your age and needs. Have people you want at your meetings.



CONFIDENTIALITY & PRIVACY

You have the right to:

- Have your court records kept confidential, unless the law says they can be shared.
- Freedom from unreasonable searches, limits on your use of your things, or taking of your things.
- Reasonable amounts of privacy for phone calls, texts, emails, and mail.



BASIC NEEDS

You have the right to:

- Food, clothing, and hygiene products and services that fit your culture and gender identity.
- An allowance or opportunities to work that fit your age and needs, including chances to use and learn the value of money by buying things you choose to buy.
- Have your own things, wear your own clothes, and have a safe place to store your things.
- Have your things moved in luggage if you change placement.



EDUCATION

You have the right to:

- Receive a free education that meets your needs.
- Transportation to and from school.
- Participate in sports and cultural, personal, and social activities that fit your age and needs.
- Use computers and the Internet, as needed for your education.
- To remain in your school if your placement changes, unless it is not in your best interests.



BECOMING AN ADULT

You have the right to:

- Receive help getting a bank account and learn how to keep and spend money – when it fits your age and needs.
- Receive information about work and school opportunities.
- Work and grow your work skills, if permitted by law and when it fits your age and needs.
- Receive free yearly credit reports and other protections from identity theft required by law.
- Receive important documents when you are 18 and leave foster care.
- Receive notice of the Foster Youth in Transition Program (FYTP) when you turn 16.
- Receive help applying for government money and other programs you qualify for.
- Receive driver's education when you are 15 or older.

第1回（2024年度）

家庭養育推進及び児童虐待予防にかかる自治体職員向け海外視察研修

報告書

令和7年5月

西日本こども研修センターあかし

〒674-0068

兵庫県明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7

TEL.078-920-9675 FAX.078-920-9671

（平日8時55分～17時40分）

代表アドレス info@akashi-nkkc.jp



Supported by 日本 THE NIPPON
FOUNDATIO